

令和5年度 第1回杉並区外部評価委員会 次第

令和5年8月7日(月)午後3時30分

杉並区役所東棟4階庁議室

1 開 会

委員挨拶

2 区側出席者挨拶

3 諮問書受理

4 議 事

(1) 令和5年度外部評価の進め方及び施策等の選定について

5 報 告

(1) 令和3年度外部評価に対する対処結果について

(2) 令和5年度行政評価等の取組について

6 そ の 他

資料

- ・資料 1 令和5年度 杉並区外部評価委員会 委員名簿
- ・資料 2 令和5年度 杉並区外部評価委員会 事務局名簿
- ・資料 3 杉並区外部評価委員会条例
- ・資料 4 諮問書(写)
- ・資料 5 令和5年度外部評価の進め方について(案)
- ・資料 6 評価対象施策等一覧
- ・資料 7 令和3年度外部評価に対する所管の対処結果
- ・資料 8 行政評価制度の見直しについて
- ・資料 9 令和5年度の行政評価の取組
- ・資料 10 事務事業評価シート、施策評価シート見本

令和5年度 杉並区外部評価委員会 委員名簿

(第11期 : R5.8.7 現在)

氏 名	所 属
◎山本 清 <small>やまもと きよし</small>	鎌倉女子大学学術研究所教授 東京大学名誉教授 財務省政策評価懇談会委員 国土交通省政策評価会委員 国立国会図書館契約等監視委員会委員
○奥 真 美 <small>おく ま み</small>	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授 総務省「官民競争入札等監理委員会」専門委員
岩 下 廣 美 <small>いわした ひろみ</small>	岩下公認会計士事務所所長 株式会社サイバープロテック代表取締役社長 公認会計士協会 東京会 杉並会副会長 ISACA(情報システムコントロール協会)東京支部基準委員会委員
高 山 恵 理 子 <small>たかやま えりこ</small>	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
田 渕 雪 子 <small>たぶち ゆきこ</small>	行政経営コンサルタント 総務省 行政評価局アドバイザー 総務省の政策評価に関する有識者会議委員

◎は会長、○は会長職務代理 五十音順 (会長・職務代理除く)・敬称略

令和5年度 杉並区外部評価委員会 事務局名簿

政策経営部長	伊 藤 宗 敏
総務部長	白 垣 学
区政経営改革担当部長	福 原 善 之
企画課長	藤 山 健 次 郎
区政経営改革担当課長	森 令 子
財政課長	土 田 昌 志
総務課長	秋 吉 誠 吾
人事課長	林 田 信 人
経理課長	福 本 弘
企画課企画調整担当係長	尾 上 健
企画課企画調整担当	蔦 澤 拓 海
企画課企画調整担当	須 田 莉
経理課契約係長	小 島 正 明

杉並区外部評価委員会条例

平成26年3月18日
条例第3号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

写

5杉並第 24003 号

令和 5 年 8 月 7 日

杉並区外部評価委員会

会長 山本 清 様

杉並区長 岸本 聡子

諮 問 書

杉並区外部評価委員会条例第2条の規定に基づき、下記について貴委員会のご意見を承りたく、諮問します。

記

- 1 令和 5 年度に区が実施した行政評価について
- 2 令和 4 年度に区が発注した工事等の入札その他の契約について

令和5年度外部評価の進め方について(案)

1 前年度比較表

項目／年度	令和5年度	令和4年度
評価対象	5 施策 1 財団 * 施策評価の中で構成する事務事業を評価	5 施策 4 事務事業 1 財団
施策評価	5 施策 (29 施策のうち区が希望する 5 施策)	5 施策 (32 施策から選定)
財団等 経営評価	1 団体 (財政・人的支援を行う 6 団体から選定)	
事務事業評価 (施策を構成しない事務事業)	対象とせず * 施策を構成しない事務事業は、指標を設定していないこと * 十分なヒアリング・現地視察の時間確保に課題があったこと	4 事業 (施策を構成しない事務事業等から選定)
評価方法等	委員一人の担当 ・「 施策評価 1 施策 」 又は ・「 財団 1 団体 」と「 構成する事務事業の少ない 1 施策 」	委員一人の担当 ・ 施策評価 1 施策 ・ 「施策を構成しない事務事業 1 事業」 又は 「財団 1 団体」
	評価方法 ・ 施策等の評価表確認 ・ 所管課ヒアリング (公開) ・ 現地視察	
	ヒアリング前に質問票を送付 ・ 質問表の作成期間 : 9/20~10/10 ・ 所管課回答期間 : 10/13~10/24 ・ 再質問なし	ヒアリング前に質問票を送付 ・ 質問表の作成期間 : 9/1~9/21 ・ 所管課回答期間 : 9/28~10/12 ・ 再質問あり
	その他、確認事項 ・ 担当委員が作成した外部評価案は、委員会で確認し決定する。	

2 外部評価委員会スケジュール(案)

	外部評価委員会スケジュール		行政評価等の区のスケジュール (参考)
	外部評価	入札監視	
6月			○行政評価《第1段階》(5～6月) ○財団等経営評価(6～8月)
7月			○区政経営報告書原稿作成
8月	○第1回外部評価委員会(8/7開催) ・令和5年度外部評価の進め方 外部評価対象施策等の決定		○行政評価《第2段階》(8/10～9/15)
9月	質問票作成		○区政経営報告書発行(上旬) ○外部評価対象施策等の評価表送付 (9/20～10/10)
10月	○第2回外部評価委員会 ・所管課ヒアリング・現地視察	入札監視資料 を委員に送付 入札監視 対象の選定 案件決定	○質問票の所管回答(10/12～10/20) →所管課ヒアリング前に委員へ送付
11月	○第3回外部評価委員会 ・所管課ヒアリング・現地視察 外部評価表作成		○財団等経営評価報告書発行
12月	○第4回外部評価委員会 ・入札監視		
1月	○第5回外部評価委員会 ・外部評価まとめ		○外部評価に対する対処方針作成
2月	総括意見		
3月	外部評価委員会報告書完成		

評価対象施策等一覧

○計画の体系と施策を構成する事務事業

分野	将来像	施策名	事業数	事務事業名	施策担当課
防災・防犯	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち	施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり	10	狭あい道路拡幅整備、耐震化の促進、防災まちづくり、河川維持管理、水防対策、橋梁の長寿命化と補強・改良、雨水流出抑制対策等工事 助成 など	市街地整備課
		施策2 地域の防災対応力の強化	7	防災施設整備、防災意識の高揚、災害時情報連絡体制の確立、災害応急対策、災害時要配慮者支援対策、防災会議運営等 など	防災課
		施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり	3	防犯対策の推進、消費生活相談及び消費者啓発、消費者センター運営・維持管理	危機管理対策課
まちづくり・地域産業	多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち	施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり	4	都市再生事業、多心型まちづくりの推進、地区整備計画、まちづくり活動の支援	市街地整備課
		施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備	8	道路の路面改良、道路台帳の整備、都市計画道路の整備、私道整備助成、鉄道連続立体交差化の推進、魅力ある歩行者優先の道づくり など	都市整備部管理課
		施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備	14	有料制自転車駐車場の運営、放置自転車対策の推進、街路灯の新設・改修、交通安全施設の整備、通学路の設置管理 など	都市整備部管理課
		施策7 暮らしやすい住環境の形成	12	高齢者住宅の提供、区営住宅の提供、区営住宅整備基金の積立金、区営住宅の住環境整備、住宅施策の推進、空家等対策の推進 など	都市整備部管理課
		施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興	9	中小企業支援、商店街支援、アニメの振興と活用、観光促進、就労支援、勤労福祉会館維持管理、都市農地確保 など	産業振興センター
環境・みどり	気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち	施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進	8	区役所本庁舎等維持管理、杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進、庁有車の管理、環境活動推進センター等の事業運営 など	環境課
		施策10 快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現	7	ごみ・し尿の収集・運搬、資源の回収、ごみ・資源の排出の適正管理、ごみの減量と資源化の推進、安全美化条例に基づく生活環境の改善 など	ごみ減量対策課
		施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成	11	公園の維持管理、公園等の整備、公園のリニューアル、みどりを創る、みどりを育てる、公園緑地事務所等の管理運営、みどりを守る、遊び場の維持管理、公衆便所の維持管理 など	みどり公園課
医療・健康	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち	施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり	19	がん検診、特定健康診査・特定保健指導事業、後期高齢者健康診査、精神保健・難病対策、保健センターの維持管理、保健所等施設の維持管理、一般介護予防事業 など	健康推進課
		施策13 地域医療体制の充実	11	予防接種、感染症予防・発生時対策、急病診療事業の運営、各種衛生検査、歯科保健医療センター事業 など	健康推進課
地域福祉・共生	すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち	施策14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり	35	生活保護費、包括的ケアマネジメント支援、障害者の地域生活支援体制の充実、総合相談、社会福祉協議会に対する助成等 など	在宅医療・生活支援センター
		施策15 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援	37	介護予防・生活支援サービス事業、家族介護支援事業等、介護保険事業者支援、ゆうゆう館の運営、老人ホームの入所、シルバー人材センター支援、特別養護老人ホーム等の建設助成 など	高齢者在宅支援課
		施策16 障害者の社会参加と地域生活の支援	36	障害者自立支援サービス、障害者手当等支給、障害者の社会参加支援、すぎのき生活園事業運営、障害者通所施設支援事業、障害者の入所・通所施設の運営助成 など	障害者施策課
子ども	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち	施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	17	児童扶養手当支給、児童育成手当支給、児童虐待対策、民営母子生活支援施設に対する保護委託、ひとり親家庭等医療費助成 など	児童相談所設置準備課
		施策18 子どもの居場所づくりと育成支援の充実	7	児童健全育成事業、児童青少年センター・児童館等の維持管理、青少年育成、次世代育成基金の運営 など	児童青少年課
		施策19 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	20	児童手当支給、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成、子育て応援券、乳幼児健康診査等、妊産婦等健康診査 など	地域子育て支援課
		施策20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実	30	私立認可保育所、保育園運営、地域型保育事業、学童クラブ事業、私立幼稚園等の支援 など	保育課
		施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備	7	障害児通所給付、こども発達センター運営、障害児発達相談、重症心身障害児通所事業、こども発達センターの維持管理、医療的ケア児の相談支援体制の整備 など	障害者施策課
学び	共に認め合い、みんなでつくる学びのまち	施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進	24	情報教育の推進、学校職員人件費、学校給食の推進、小学校の移動教室、学校の支援 など	済美教育センター
		施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進	8	特別支援教育、教育相談等運営、特別支援学級・学校の環境整備、杉並区教育委員会の運営、済美教育センター環境整備、いじめ対策の充実、小学校障害児就学奨励 など	特別支援教育課
		施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実	22	小学校の運営管理、図書館運営、中学校の運営管理、富士見丘小・中学校の改築、杉並第二小学校の改築、小学校の施設整備、高円寺図書館の移転改築 など	学校整備課
		施策25 生涯にわたる学びの支援	9	社会教育事業の運営、郷土博物館の維持管理、地域教育力の向上、旧杉並第四小学校維持管理、次世代型科学教育の推進 など	生涯学習推進課
		施策26 多様な地域活動への支援	9	地域集會施設等維持管理、社会教育センターの改修、コミュニティふらっとの整備、地域住民活動の支援、高円寺地域区民センターの改修、公共施設予約システム維持管理 など	地域課
スポーツ・文化	文化を育み継承し、スポーツに親しむことができるまち	施策27 多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進	9	杉並公会堂(PFI事業)、杉並芸術会館の維持管理、文化・芸術の振興、杉並区交流協会助成 など	文化・交流課
		施策28 次世代への歴史・文化の継承	4	総務事務、郷土博物館の運営管理、区制施行周年記念事業、文化財調査・保護	生涯学習推進課
		施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり	5	体育施設の維持管理、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団への助成、生涯スポーツ振興事業、スポーツ推進計画 など	スポーツ振興課

■施策を取り巻く状況等

施策 No.	施策名	施策を取り巻く状況等	想定される視察候補	事業数
6	誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年（2023年）4月から自転車の乗車用ヘルメットの着用が努力義務となるなど、交通安全について社会全体としても関心が高まっている。 シェアサイクルやグリーンスローモビリティの導入など、誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向けて取り組んでいる。 	シェアサイクル設置個所など	14
11	グリーンインフラを活用した都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> 世界的な課題である気候危機へ対応するため、自然環境が持つ多面的な機能を生かしたグリーンインフラの取組を進めている。 国の史跡に指定された荻外荘公園について、令和6年（2024年）12月に公園として公開する「荻外荘復原・整備プロジェクト」を進めている。 	荻外荘公園等の三庭園、屋敷林・成田西ふれあい農業公園など	11
12	いきいきと住み続けることができる健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> 人生100年時代を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会を目指した健康づくりへの取組を進めている。 日本人の2人に1人が生涯で一度はがんになることを踏まえ、がん予防やがん検診に注力し、がん死亡率減少を目指している。 	—	19
15	高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> 団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれており、喫緊に取り組むべき課題となっている。 高齢者人口の増加を見込み、高齢者施設の整備促進を図っている。 	介護ロボット（介護事業所での活用）など	37
23	多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする子どもの増加に伴い、一人ひとりに適切な教育を受けることができるよう教育環境整備に取り組んでいる。 	済美養護学校など	8

■財団等経営評価に対する外部評価実施年度

財団等経営評価実施団体	外部評価実施年度				
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	○				
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会		○			
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団			○		
一般財団法人杉並区交流協会				○	
公益社団法人杉並区シルバー人材センター					○
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク					

令和3年度外部評価に対する所管の対処結果

■ 施策評価 (5施策)

No.	施策名	担当課	頁
5	良好な住環境の整備	住宅課	1
14	高齢者の地域包括ケアの推進	高齢者在宅支援課	5
24	子ども・青少年の育成支援の充実	児童青少年課	9
28	地域と共にある学校づくり	学校支援課	12
30	文化・芸術の振興	文化・交流課	15

■ 令和2年度重点事業を含む事務事業 (1事業)

No.	事務事業名	担当課	頁
60	地域住民活動の支援	地域課	18

■ 施策を構成しない事務事業 (3事業)

No.	事務事業名	担当課	頁
295	児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策	地域子育て支援課	21
299	多胎児家庭支援事業	子ども家庭部管理課	23
466	教育ビジョンの策定	庶務課	25

■ 財団等経営評価

一般財団法人杉並区交流協会 (旧杉並区交流協会)	27
--------------------------	----

〈施策評価〉

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策5 良好な住環境の整備

施策目標 (令和3年度の姿)	○地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成が進み、質の高い住宅都市「住み続けたいまち、住んでみたいまち」杉並として幅広く認識されています。また、歴史・文化、自然などの価値ある場所がネットワーク化され、まちの魅力・価値が高まっています。 ○区民が良質な住宅と良好な住環境の中で、ゆとりある住生活が送れるようになっています。 ○まちづくりに関する諸制度的な運用により、良好な市街地形成が進んでいます。
-------------------	--

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	住環境に満足する区民の割合	94.0%	92.6%	95.0%
	最低居住面積水準未達の住宅に住む世帯の割合	12.0%	15.7%	5.0%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	杉並区居住支援協議会の事業である住宅確保要配慮者に対するアパートあっせん事業では、申請件数は減少傾向にありますが、物件情報提供率は92.7%と高い水準を維持しています。 空家等の対策については、周辺環境に著しく影響がある特定空家等に対し、令和2年2月から開始した除却等の行政代執行を完了させ、これまで区が判断した全ての特定空家等について問題が改善しました。また、特定空家等に準じる老朽危険空家の除却工事費を助成し、所有者による自発的な除却を促すとともに、相続人不存在のため管理不全となった空家等について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、相続財産管理人の選任申立を新たに行うなど、管理不全な空家等の改善を図りました。 区有の既存住宅ストックである区営住宅については、積極的な長寿命化工事を行い、引き続き有効活用を図るとともに、居住者の高齢化への対応を進めています。 まちづくり施策では、「阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画」などの地区計画の既決定区域内では、地区計画の内容に沿った建築計画の届出により、良好な住環境の形成を誘導します。また、まちづくりイベントの開催やまちづくりだよりの発行等により、まちづくりの取組に対する区民理解が深まっていることから、今後もより理解を深める取組を継続して行います。	
改善・見直しの方向(中長期)	今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ● 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合
	今後の進め方	住宅確保要配慮者に対する高齢者等アパートあっせん事業や居住支援事業を引き続き実施することにより、福祉の向上と住みやすい地域づくりを目指します。 空家等の対策については、空家等の発生抑制と適正な管理について広く周知するとともに、管理不全な特定空家等の問題解決のため、杉並区空家等対策協議会の意見を踏まえ、適切に対応します。空家等の利活用に関わる課題整理やノウハウの収集のため、杉並区居住支援協議会や空家等に関するセミナーを行う事業者と連携し、引き続き空家等利活用モデル事業を行います。また、「東京都におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況届出制度の運用により、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進します。 区営住宅については、誰もが暮らしやすい環境を作るため、バリアフリー対策や長寿命化工事により快適な住環境を整備するとともに、高齢者・障害者・子育て世帯の入居を支援するために、優遇抽せんを引き続き実施します。 まちづくり施策については、地域におけるまちづくりの機運の高まりや取組等を的確にとらえ、地区計画制度等を活用したまちづくりの推進を図るなど、地域特性を踏まえた土地利用の実現を目指します。

【外部評価】

施策内容への評価	<p>○まちづくりや都市計画分野においては、デジタル化を推進することで、区民等の利便性の向上、蓄積情報の整理・有効活用が大いに期待される場所であるが、区としていかなる認識のもとにどのような対応を進めようとしているのかといった方向性を示すことが求められると考える。</p>
今後の施策の方向 (中長期)	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	<p>○成果指標として「住環境に満足する区民の割合」が位置付けられているが、住環境への満足度を左右する要素は種々あるにもかかわらず、成果指標につながる活動指標がいずれも特定の者を対象とした住宅という箱物の維持管理やあっせん申請件数(住宅セーフティーネット)に係るものとなっている。活動指標が極めて限定的であり、それらの達成のみで成果指標の達成が実現できるものではないことから、活動指標の見直しが必要ではないか。施策目標に照らしても活動指標が適切であるとは思えない。</p> <p>○施策の活動指標(1)の「長寿命化修繕工事の工事か所数」は、区営住宅を対象とした指標のようであるが評価表Ⅰからはいかなる住宅を対象としたものなのかが分からない。個別の事務事業に係る指標についても同様のケースが散見される。指標を表す際には区民等が容易かつ正確に意味するところが理解できる表現を工夫されたい。</p>
施策を構成する事務 事業についての意見	<p>○「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業」(整理番号031)については、区民から自然の保護に関する要望・意見や情報公開請求が寄せられている旨の記載があるが、それに区としてどのように対応しているのか、いかなる情報をどのようなタイミングと方法で公表・提供していくのかも合わせて記載されると良いと考える。</p> <p>○「まちづくり活動の支援」(整理番号373)について、活動指標と成果指標がまったく同じものが設定されている。本事業においては、まちづくりに取り組む団体の成熟度に応じて段階を設けて助成を行っているとのことであり、ステップアップの状況を成果指標にするとしたこととも考えられるのではないか。</p> <p>○「区営住宅の住環境整備」(整理番号378)について、区営住宅の長寿命化やバリアフリー化を図る事業とのことだが、そうした機会を捉えて、いかに区営住宅の環境性能の向上やCO₂の削減に資する断熱性能の向上といったことも併せてやっていくことが求められる時代となっており、そうした視点も組み込んでいく必要がある。</p> <p>○「住宅施策の推進」(整理番号386)について、本事業の実施に当たり「杉並区居住支援協議会」が設立されているとのことであるが、区と同協議会との関係性、事業の実施主体、役割分担などがどのようになっているのかが、評価表からは分からない。実態の明確化を図るとともに、組織のあり方も含めて、検討される必要があるのではないか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針

【施策内容への評価について】

○委員のご意見のとおり、国においても3次元デジタルデータの活用など、建築・土木分野でのDX化が推進されています。住宅を含むまちづくり分野においても、良好な住環境の整備に資するためにできることから、インフラ整備に関連する業務の効率化・高度化に取り組んでまいります。

【評価表の記入方法などについての評価について】

○現行計画等では「住環境」について住宅の供給を主軸として施策評価していましたが、新しい総合計画では「住環境」をハードとソフトの両面からまちづくりと捉えて施策評価するよう変更します。今後、委員のご意見も踏まえ、成果指標と活動指標に不整合のないよう活動指標を検討していきます。

○施策の活動指標(1)の「長寿命化修繕工事か所数」は、ご指摘のとおり区営住宅を対象としていました。新しい総合計画では、指標の示すところを分かりやすく記載するよう努めます。

【施策を構成する事務事業についての意見について】

○「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業」(整理番号031)について

施設整備方針や土地区画整理事業、自然の保護に関する情報など、内容ごとにホームページで情報提供を行っています。今後、事務事業を評価する際には、ご指摘を踏まえ、より分かりやすい記載に努めてまいります。

○「まちづくり活動の支援」(整理番号373)について

活動指標と成果指標にまったく同じものが設定されているというご意見について次のように対処いたします。活動指標は現在と変更なく(1)活動助成団体数と(2)コンサルタント派遣団体数とします。成果指標については、区が助成団体に対して活動報告の際アンケートをとるなどして、活動支援助成の有効性について把握できる指標に変更します。成果指標(1)活動助成により活動が充実したと回答した助成団体の割合、(2)コンサルタント派遣により活動が充実したと回答した助成団体の割合、といたします。

○「区営住宅の住環境整備」(整理番号378)について

国や都においても脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しているところですので、区におきましても委員のご指摘のとおり、地球環境の保全に配慮した視点を取り入れていく必要があると考えます。

○「住宅施策の推進」(整理番号386)について

杉並区居住支援協議会(以下「協議会」という。)は、不動産関係団体や居住支援団体等から成る会議体で、協議会の意見を反映しながら、事務局である区が高齢者等アパートあっせんなどの事業を実施しています。住宅確保要配慮者に対する支援は、住まい探しだけでなく、福祉分野の所管課との連携が必要なことから、現在の協議会を組織しています。今後も引き続き、居住支援や不動産事業等の専門家と意見を交わしながら、住宅確保等要配慮者への居住支援を行ってまいります。

【所管課の対処結果(令和4年度実施結果)】

対処結果	<p>【施策内容への評価について】 ○令和4年度に改定したデジタル化推進基本方針において、「3次元デジタルデータの活用推進」を位置づけ、建築・土木分野では、3次元デジタルデータを用いて、立体構造物の完成イメージを設計段階から正確に把握し、インフラ整備に関連する業務の効率化・高度化に取り組んでいます。また、道路や鉄道などの都市基盤情報3次元デジタルデータの有効活用に向けた検討などを行いました。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】 ○令和4年度に改定した総合計画では「住環境の形成」をまちづくりと捉えて、ハードとソフトの両面から施策評価するよう変更するとともに、活動指標の見直しを行いました。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見について】 ○「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり推進事業」(整理番号031)について 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく都との協議が完了し、その回答に基づき環境モニタリング調査を実施するとともに、区民の方々にとっての関心の高い自然の保護に関する情報についてもホームページに掲載するなど周知に努め、令和4年度の事務事業評価にもその旨記載しました。</p> <p>○「まちづくり活動の支援」(整理番号373)について 活動指標は令和3年度の外部評価時と変更なく(1)活動助成団体数と(2)コンサルタント派遣団体数としました。成果指標については、助成団体からの活動報告による活動の成果から、成果指標(1)活動助成により活動が充実したと回答した助成団体の割合、(2)コンサルタント派遣により活動が充実したと回答した助成団体の割合に変更しました。</p> <p>○「区営住宅の住環境整備」(整理番号378)について 区営住宅では、省エネルギー性能の向上を目指し、区営住宅の修繕や建替えの記載を捉えて、断熱化を進めることとしました。</p> <p>○「住宅施策の推進」(整理番号386)について 区は、杉並区居住支援協議会の事業を区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与するものとして、令和4年度も運営支援を行いました。また、令和4年度に改定作業をしていた新たな杉並区住宅マスタープランでは、居住支援協議会の活動強化を掲げました。</p>
------	--

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策14 高齢者の地域包括ケアの推進

施策目標 (令和3年度の姿)	○高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できるよう、医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されています。 ○介護保険制度をはじめとしたサービスだけでなく、地域の多様なサービスの担い手が要介護高齢者とその介護者の生活を支えています。 ○早期発見・早期対応を軸とした認知症対策が実施され、認知症高齢者の在宅生活を支え家族を支援することで、認知症になっても在宅で安心した生活が送れています。
--------------------------	--

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	78.0%	71.4%	80.0%
	在宅介護を続けていけると思う介護者の割合	84.5%	87.9%	85.0%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>地域包括支援センター(ケア24)では、地域包括ケア推進員を中心にそれぞれの地域特性に応じた医療と介護の連携、認知症対策、生活支援体制整備の取組を進めました。</p> <p>また、地域ケア会議の実施を通じて、個別の課題の検討からケア24ごとの地域生活課題の抽出・共有・検証が行われるなど、地域包括ケアシステムのネットワークの構築に向けた取組も進めました。</p> <p>認知症の早期発見・早期対応のため、認知症サポート医による物忘れ相談を拡充し、認知症支援コーディネーターによる支援や認知症初期集中支援チームを3箇所の医療機関に委託し、専門医・医療介護の多職種による支援体制を整え、相談支援体制の充実を図りました。</p> <p>生活支援体制整備については、区全域を対象とする第1層協議体とケア24の各圏域の第2層協議体が連携し、地域の支えあいによる生活支援の仕組みづくりが進みました。</p> <p>高齢者が地域で孤立することがないよう、安心おたっしや訪問やたすけあいネットワーク(地域の目)、緊急安全システムなどを利用した重層的な見守りを行い、医療や福祉等の支援につなげることができました。高齢者とその家族に、区独自の日常生活支援事業や家族介護支援事業を行い、在宅介護を支える事業の提供を行うことができました。</p>
改善・見直しの方向(中長期)	<p>今後の施策の方向</p> <p style="text-align: center;"> <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p> <p>今後の進め方</p> <p>今後も地域包括支援センター(ケア24)に配置した地域包括ケア推進員を中心として、生活支援体制整備や認知症対策、医療と介護の連携などを推進します。ケア24の機能強化を図りながら関係部署と連携し、地域共生社会の基盤となる地域包括ケアシステムの強化により包括的な支援体制の構築を目指します。認知症になっても自分らしく生活が続けられるよう、認知症施策推進大綱に基づき認知症理解の普及啓発を行うとともに、「もの忘れ予防検診」による早期発見、ケア24などでの物忘れ相談や認知症初期集中支援チームによる訪問支援の実施などの早期対応に向けた体制・連携強化を図ります。</p> <p>生活支援体制整備については、第2層協議体を中心に、多様な関係団体のネットワークづくりや高齢者を含めた住民同士が支え合う仕組みを整備し、拡充を図ります。</p> <p>高齢者が地域で孤立しないよう安心おたっしや訪問や緊急安全システム、たすけあいネットワーク(地域の目)など多様な方法で重層的な見守りを継続していきます。日常生活支援事業、家族介護支援事業等を通じて、高齢者とその家族が安心して地域で住み続けられるよう、また、サービスが必要とする方が適切にサービスを利用できるよう、制度の周知に努め、多様化する高齢者と介護者のニーズを把握し、サービスの見直しや更なる支援を検討します。</p>

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>高齢者の地域包括ケアの推進の施策全体のキーとなる2つの成果指標の一つとして要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている割合が設定されていますが、過去3年間で目標値は上昇しているにもかかわらず、実績値は逆に低下傾向にあります。その原因についての分析が十分に行われておらず、施策評価表に当該原因の記載がされておりません。原因分析をしっかりと行って、それに対する対応策を記載すべきと思われます。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>指標の適切性について</p> <p>①以下の活動指標について、計画比100%がほぼ決まっている指標と思われます。より努力目標的な活動内容を活動指標として選択すべきと思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営管理の活動指標が、地域包括支援センター数となっている。 ・包括的ケアマネジメント支援の活動指標の地域包括ケア推進員配置数となっている。 ・生活支援体制整備事業の活動指標が、生活支援体制整備連絡協議会開催回数となっている。 <p>また、その他会議数が活動指標となっており、計画比100%がほぼ決まっているもの(認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の実施回数等)についても、会議で決まった活動内容を活動指標に設定できないか検討すべきと思われます。</p> <p>②介護サービス利用低所得者の負担軽減の活動指標として負担軽減受給者数、成果指標として一人当たりの年間助成金額を設定しています。本来、活動指標と成果指標は連動性が必要で、活動指標が向上することにより、成果指標も向上するという関係性が成り立つよう指標を設定すべきところ、負担軽減受給者数が多くなれば、一人当たりの年間助成金額が増加するという連動性はなく、活動指標と成果指標の設定に不整合が生じています。助成金額総額＝受給者数×一人当たりの年間助成額という式から、受給者数と一人当たりの年間助成額の両方を増加させると助成金額総額が増えるという関係であり、受給者数と一人当たりの年間助成額は並列の関係にあることから活動指標と成果指標の見直しを行うべきと思われます。</p> <p>③介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成で、活動指標として助成金交付件数、成果指標として住宅改修費支給件数を設定しています。助成金交付件数は、過去2年間の実績で8件、12件とかなり少なく、改修費支給件数に対しての割合は1%に満たないものとなっており、活動指標と成果指標の連動性がかなり低いものとなっています。助成金交付件数を成果指標、それを周知するための活動を活動指標とする等活動指標と成果指標の見直しを検討すべきと思われます。</p> <p>④「総合相談」の活動指標として地域包括支援センター延べ相談数、成果指標として高齢者実態把握数を設定しています。前者がセンターでの相談件数で、後者が訪問における基本情報の把握数ということで、活動指標と成果指標の連動性がないと思われます。活動指標と成果指標が連動性を持つよう指標の見直しを行うべきと思われます。</p> <p>⑤高齢者の地域包括ケアの推進の施策全体の活動指標の一つとして認知症サポーター養成講座開催回数が設定されていますが、それを受講された総人数やサポーター合計数の方がより成果指標に対して適切な活動指標と思われます。</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>高齢者援護に関し、令和2年度の活動指標としての養護者支援事業利用者数が31人の実績に対し、常勤職員数が7.93人と多めとなっています。また、令和3年度の計画では、高齢者援護のメインの心の相談の活動が他に移ることに伴い、残る作業は徘徊等の緊急一時保護や老人福祉に基づく措置事務で、令和2年度のサービス提供も実績でもそれぞれ10名以下とわずかな活動となるため活動指標、成果指標は設定されていません。それにもかかわらず、令和3年度の常勤職員数が2.5人となっており、人数の見直しが必要と思われます。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針

【施策内容への評価について】

高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できることが施策目標の一つであり、施策目標を達成するための成果として設定しています。一方で、要介護3以上である場合は、特別養護老人ホームへ等への入所が可能であり、同施設の整備が進み、緊急性の高い入所希望者は入所しやすい状況になっています。このような状況等も踏まえ、今後は、指標の分析を行い、目標達成に向けて、要因を検証し、その結果を施策評価表へ記載をしまいたいと考えております。さらに、同成果指標は、新しい総合計画においても施策の成果指標として設定し、目標達成に向け、取組を進めてまいります。

【指標の適切性について】

①「地域包括支援センターの運営管理」及び「包括的ケアマネジメント支援」並びに「地域認知症ケアの推進」等の活動指標については、より努力目標的な活動内容を示した指標を検討してまいります。

また、「生活支援体制整備」の活動指標については、令和3年度の生活支援体制整備連絡協議会で協議体本体に加えて、具体的な取組を検討し、第2層を支援する部会を設置いたしました。そのようなことから、「生活支援体制整備連絡協議会及び部会開催回数」とし、取組状況に応じて開かれる部会の開催回数を追加し、活動指標とすることを検討してまいります。

②介護サービス利用低所得者の負担軽減の活動指標と成果指標については、ご指摘のとおり活動指標と成果指標に連動性がなく、成果指標は助成額総額とした方が適当だと思いますので、今後はそのように変更します。

③介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成の活動指標と成果指標については、住宅改修を行う方で、居宅介護支援の提供を受けていない方がそもそも少ないことから、確かに活動指標と成果指標の連動性が低くなっておりますが、この制度を活用することで、居宅介護支援の提供を受けていない方への住宅改修費の支給につながっていること、他に適当な指標がないことから、住宅改修の支給件数を成果指標としています。

居宅介護支援の提供を受けていない方の理由書は主にケア24(地域包括支援センター)で作成しておりますが、理由書作成の対象者が極めて限定されること、区全体の住宅改修の給付実績も減少傾向にあることから、ケア24以外の事業所等への積極的な周知はなじまず、周知活動を活動指標とすることは困難であると考えます。ただ、ケア24の中でも活用実績に偏りがあるため、今後はケア24に対する周知に努めていきます。

④「総合相談」の活動指標及び成果指標については、その連動性をもつように成果指標は事業評価の点数とする見直しを検討いたします。

⑤「高齢者の地域包括ケアの推進」の施策の活動指標については、施策の活動量として認知症サポーター養成者数などの適切な指標に見直しを行ってまいります。

【施策を構成する事務事業についての意見】

高齢者援護について、虐待防止に関する事業が在宅医療・生活支援センターに移管され、残る業務は徘徊等による緊急一時保護及び老人福祉法に基づく措置事務とともに、高齢者の権利擁護を図るため成年後見人区長申立事務もあり、令和3年度については常勤職員2.5人で行っております。ご指摘のとおり、来年度については、事業移管後の適正な人員配置について検討してまいります。

【所管課の対応結果(令和4年度実施結果)】

【施策内容への評価】

指摘を踏まえ、成果指標「要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合」の実績値に係る分析結果を、施策評価表へ記載しました。

【評価表の記入方法などについての評価】

指摘を踏まえ、令和4年度からこのとおり活動指標・成果指標を見直しました。

施策	指標	現状	見直し後
高齢者の地域包括ケアの推進	活動	認知症サポーター養成講座開催回数	認知症サポーター養成者数

事務事業	指標	現状	見直し後
地域包括支援センターの運営管理	活動	地域包括支援センター数	地域包括支援センター延べ相談件数
	成果	地域包括支援センター延べ相談件数	地域包括支援センターの認知度
包括的ケアマネジメント支援	活動	地域包括ケア推進員配置数	(削除)
生活支援体制整備	活動	生活支援体制整備連絡協議会開催回数	生活支援体制整備連絡協議会及び部会開催回数
地域認知症ケアの推進	活動	認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の実施回数	チームオレンジを中心とした認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会の回数
	成果	イベント平均参加者数	チームオレンジのチーム数
介護サービス利用低所得者の負担軽減	成果	負担軽減受給者一人当たりの年間助成金額	社会福祉法人等の利用者負担軽減受給者助成金額の総額
総合相談	成果	高齢者実態把握件数	地域包括支援センター20所の事業評価総合相談の平均得点

対応結果

※「介護保険住宅改修の理由書作成に対する助成」については、引き続き、より適切な活動指標・成果指標のあり方を検討します。

【施策を構成する事務事業についての意見】

「高齢者援護」について、令和3年度は常勤職員2.5人で事務を行い、4年度は計画値2.1人に見直し、実績値は2.19人でした。今後も事務量に対して適切な人員配置となるよう努めていきます。

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策24 子ども・青少年の育成支援の充実

施策目標 (令和3年度の姿)	<p>○子ども・青少年が、自主性・社会性などを身につけ、夢を描きながら健やかに成長するための支援の仕組みづくりが進んでいます。</p> <p>○学童クラブや放課後等の居場所の整備が推進され、地域の人や団体の支援を受けながら児童の健全育成環境の充実が図られ、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。</p>
--------------------------	--

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	将来の夢・目標が定まっている子ども(高校生)の割合	74%	53.1%	75%
	学童クラブ待機児童数	0人	233人	0人

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>令和2年度に合計241名の受入拡大の整備を図った学童クラブ4所については、令和3年4月の待機児童が解消しました。一方、全体としては233名(令和2年4月比9名減)の待機児童が発生しており、引き続き、各学童クラブの状況等に応じた受入数の拡大に取り組んでいく必要があります。</p> <p>小学生の放課後等居場所事業は、令和2年4月から新たに5校(累計9校)で実施するなど、「区立施設再編整備計画」に基づく取組を進めました。</p> <p>次世代育成基金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、基金を活用した事業は4件(令和元年度比9件減)の実施に留まりました。また、イベントの中止などによる募金活動の機会減も影響し、寄附件数及び金額も減少しました。しかし、基金の趣旨に対する理解は深まっており、コロナ禍においても、実施した基金活用事業への参加希望者は多く、また、寄附件数も一定の水準で維持されています。</p>					
改善・見直しの方向(中長期)	今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> サービス増	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 効率化	<input type="radio"/> 縮小・統廃合
	今後の進め方	<p>今後の学童クラブの需要予測を踏まえ、引き続き「区立施設再編整備計画」等に基づく取組を進め、学童クラブの待機児童解消を図るとともに、小学生の放課後等居場所事業の計画的な実施校拡大等により、子どもの居場所の充実に取り組みます。また、学童クラブの運営については、運営の質の確保に一層注力することとし、今後も効率的な運営を図るため、その整備にあわせて民間事業者への委託を進めます。</p> <p>次世代育成基金については、令和3年度に創設から10年目を迎え、区民の認知度も上がってきました。しかし、基金を活用した事業を継続するためには、一定額の基金を維持する必要があり、本基金制度に対する区民等の理解と支援をより一層得られるよう、寄附勧奨の取組を継続していきます。</p>				

【外部評価】

施策内容への評価	放課後などの居場所確保という側面だけでなく児童・こどもの成長という観点から学童クラブなどの機能を把握する必要がある。保育士の資格保有者が杉並区は多いようであるが、学童においてどうか検討したり、学生やボランティアの活用も考慮し、学習や成長を支援する質の改善を図る必要がある。成果指標の将来の夢・目標を持っている子どもの比率が目標値を20%程度下回っていることを踏まえた評価と対策が必要ではないか。次世代育成基金については今後基金の運用についても取り組むことが重要である。
今後の施策の方向 (中長期)	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	活動指標と成果指標が対応していない。学童クラブと将来の夢・目標を持つ子どもを支援することは成果指標にあるが、活動指標(1)にかかる児童施設の利用者層は高校生だけではない。
施策を構成する事務 事業についての意見	学童クラブと児童館などの施設運営が主たる事業になっているが、委託の増加に伴い委託業務の質の確保とAI等の活用による作業の効率化や学習支援、小学校との情報の共有化が求められると思われる。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価について】 ○小学生の放課後等の居場所づくりにおいては、ご指摘のとおり、ハード面の整備のみならず、学童クラブ等の運営を通じて子どもの成長支援を図ることができているかという視点も重要であると考えています。こうしたことから、今後も、学童クラブ等の運営に当たっては、児童福祉法の理念にのっとり、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもが主体的に遊べる環境を確保することで、子どもの自主性・社会性・創造性を育めるよう取り組んで参ります。 ○また、支援に当たっては、保護者や地域住民、ボランティア等の一層の参画を得るとともに、学童クラブの運営の質を確保する取組も推進する予定です。 ○次世代育成基金を含む区の基金は、会計課が「杉並区資金管理計画」等に基づき適切に運用しているところですが、所管においては、当該基金を活用した事業を安定的・継続的に実施していくため、基金の趣旨の一層の周知と寄附勧奨に努めて参る考えです。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】 ○次期総合計画においては、子どもの居場所づくりに重点を置いて、施策体系を見直すこととしています。小学生から中・高校生までの育成支援に係る新たな施策では、児童期の成長段階にある小学生を中心に据えつつ、施策を推進していくこととしています。施策の目標達成に向けた活動指標と成果指標の設定に当たっては、ご指摘の内容も踏まえ、小学生の放課後等居場所事業の利用者数を活動指標に、その利用の満足度を成果指標にしていこう予定です。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見について】 ○区においても、学童クラブの運営の質の確保や効率化等は必要なことであると認識していることから、今後の新たな取組として、令和4年度から、運営の質の維持・向上に資するよう、福祉サービス第三者評価を導入するとともに、令和6年度から、学童クラブに、児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入することを計画しています。</p>
------	--

【所管課の対処結果(令和4年度実施結果)】

対処結果	<p>【施策内容への評価について】</p> <p>○児童館、放課後等居場所事業及び学童クラブでは、子どもが主体的に過ごし方を選択できるよう職員が援助するとともに、学年に応じて子ども自身に集団の中での役割を与えるなど、子どもの成長支援に資する運営を行いました。その結果、令和4年度実施の学童クラブ第三者評価では、「学童クラブの生活がお子さんの成長に役立っていると思いますか？」の問いに、約93%の保護者から肯定的な回答を頂くことができました。</p> <p>○また、コロナ対策を行う中でも、参加人数を限定するなど様々な工夫を行うことで、地域住民やボランティアによる体験プログラムを出来る限り実施するなど、地域住民等の参画を図りました。</p> <p>○次世代育成基金については、基金創設から10周年を記念した式典を開催したほか、記念誌を作成するなど、制度趣旨の一層の周知や寄附勧奨を行った結果、前年度を超える寄附件数となりました。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】</p> <p>○令和4年度を始期とする新たな総合計画においては、新たな施策として「子どもの居場所づくりと育成支援の充実」を設け、施策の成果指標と活動指標が対応するよう、成果指標に「放課後等居場所事業利用者(子ども)の満足度」を、活動指標に「当該事業の利用者数」を設定しました。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見について】</p> <p>○学童クラブ運営について、令和4年度から新たに福祉サービス第三者評価の受審を開始するとともに、令和6年度から学童クラブの出欠席等を確認できるアプリケーションを導入するための検討準備を行うなど、質の向上に向けた取組を行いました。</p>
------	---

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策28 地域と共にある学校づくり

<p>施策目標 (令和3年度の姿)</p>	<p>○地域の中にある学校に、更に多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画しています。 ○地域が主体となって、子どもたちの望ましい学習環境を備えた新しい学校づくりが進んでいます。 ○学校が学校だけの課題だけでなく、まちづくりや防災など地域の課題を解決するための「協働の場」・「地域づくりの核」となっています。</p>
---------------------------	---

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	地域運営学校の指定校数	59校	62校	小中学校全校
	地域教育推進協議会設置数	3地区	3地区	4地区

【所管による自己評価】

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)</p>		<p>地域に開かれ、地域と共にある学校づくりを一層進めるため、計画を上回る4校に新たに学校運営協議会を設置し、地域運営学校(コミュニティ・スクール)を62校に拡大しました。新型コロナウイルス感染症の影響により学校運営協議会の会議開催回数的大幅な減少が見込まれましたが、感染症対策やオンライン会議システムを活用し、各校において年間平均7回程度開催することができました。</p> <p>地域教育連絡協議会や地域教育推進協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の対面方式に代わり、広報誌の配布やオンライン会議システムによる実施が増えました。そうした中でも、地域教育連絡協議会では、地域ごとに創意工夫を行い、19の中学校区で教育に関する懇談会や子どもたちを主体とした地域活動促進事業が開催されました。また、地域教育推進協議会では、3地区(天沼中学校区、高円寺地区、杉並和泉学園校区)において、子どもの育成や教育に関わる課題の解決に向け、地域防犯や子育てなどテーマを絞った情報交換が行われました。こうした活動に対して助言等を行うことにより、地域の関係者間での問題意識が共有され、子どもを取り巻く課題解決に向けた意欲が高まり、共に活動することで、地域の教育力が向上しました。</p>
<p>改善・見直しの方向 (中長期)</p>	<p>今後の施策の方向</p>	<p>● 拡充 ○ サービス増 ○ 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合</p>
	<p>今後の進め方</p>	<p>令和3年4月に小中学校全校に学校運営協議会が設置され、これら全てが地域運営学校となりました。引き続き学校運営協議会や学校への助言・支援を行うとともに、学校管理職や学校運営協議会委員向けの研修会を実施することに加えて、好事例の発信などを通して、多様な区民の知見を生かし、当該校の課題の解決に向けた議論の活性化を図っていきます。</p> <p>地域教育連絡協議会の組織・活動の成果を発展的に継承する地域教育推進協議会については、令和3年6月に新たに設置した神明中学校区も含め、教育や福祉等の子どもに関する問題をきっかけとした意欲ある地域づくりを区民に広げていくため、取組成果を地域教育連絡協議会へ発信します。</p> <p>新しい学校づくりでは、「新教育ビジョン」の策定を踏まえて、「杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針」の改定に向けた検討を進めます。</p> <p>これらの取組により、地域の中にある学校に、多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画や運営支援をするなど、今後も、地域と共にある学校づくりを推進していきます。</p>

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>○基盤作りはどのような事業においても重要であり、困難を伴うものであるが、当初の予定より早い時期に、全ての地区に協議会が設立され、全ての区立小中学校が、地域運営学校となったことは、「地域と共にある学校づくり」の基盤を確立できたことについて、評価する。今後の課題は、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールであることだが、多様性の尊重・地域共生社会の実現の観点から、今後の取組みが重要であると考え。また、協議会が設立された後の課題は、協議会が目標とする学校が地域の課題を解決するための協働の場、地域づくりの核となることであるといえる。この点で、さらなる事業の拡充が必要の施策であると理解する。</p> <p>○本施策は、区民との協働が重要であるといえる。このような観点から、区民がホームページをみれば、どのような組織体系で何を実施しているのか、という点について、理解できるものとするのが有効であると考え。現状では、ホームページの様々な箇所に情報が点在しているが、一箇所に纏め、体系的に理解できるページを作成することが必要であると考え。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>○No.465 事業は同一である一方、取組み段階が変化すると、評価の観点が異なってくるものであるといえる。現在の活動指標・成果指標は、懇談会の開催回数とされているが、今後は、地域課題を解決する場としての活動を区としてどのように支援したか、その結果、どのような成果が現れたか、と言う観点からのものに変更することについて検討していただきたい。</p> <p>○No.527 同事業においては、青少年委員が活動できるようサポートしていくことが区の役割といえる。そうすると、活動指標は、例えば自由記載欄にある研修等、このことを目的としたものを置くことが適切であると考えられる。この点について、さらに検討していただきたい。</p>
<p>施策を構成する事務 事業についての意見</p>	<p>○コミュニティ・スクールとしての取組みは、区においていかに子どもを育てるか、そこに、区民がいかに関与するかという点にかかわるが、本施策においては、それのみではなく、地域住民による地域の課題への取組みまでを含む地域社会の構築までも視野にいたったものであると理解した。この点についての認識を地域全体で共有すること、この観点から活動指標・成果指標を策定することについて、今後検討していただきたい。</p> <p>○施策28については、新たな「教育ビジョン」の策定と共に、今後見直しを検討することである。同事業は、区民を含めたさまざまな人が参画する様々な会議体が存在する。この全体像を区民に示すことと共に、その施策全体の中で区が実施することの目標について、関与する者が相互に了解しつつ、活動指標・成果指標を策定することが求められているといえる。新たな、評価表策定に際して、是非検討していただきたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【施策内容への評価】 ○学校運営協議会が取り組む地域と共にある学校づくり、そして、その取組を通して協議会が地域づくりの核となることは、今後も変わるものではありません。引き続き、施策の充実に取り組んでまいります。 ○地域における共生社会の実現に向けて、地域運営学校(学校運営協議会)を特別支援学校にも拡大するため、新しい総合計画等においても重点として位置付け、令和5年度の設置を目指し、検討を進めます。 ○本施策について、区民に周知・理解を深め、協力者を広げるため、ホームページの掲載方法については、関係各課との連携を図りながら、体系的に理解できるページづくりなどの改良に努めます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 ○(No.465) 新しい学校づくりについては、懇談会の開催回数を活動指標としていましたが、令和元年度で懇談会を終了したことから、今後より適した指標を検討します。 ○(No.527) 地域教育連絡協議会や地域教育推進協議会を円滑に運営していくためには、事務局であり、かつ運営の要となる青少年委員の企画力や実行力は不可欠であり、青少年委員が積極的に活動できるようにサポートしていくことが区の重要な役割です。活動指標につきましては、サポート内容やそれに対する活動の成果など、より実態や目標に合った項目への見直しを検討します。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見】 ○本施策については、地域や保護者、学校関係者など様々な人が参画する会議体が複数存在し、また、保護者や地域住民による地域コミュニティの形成までも視野に入れたものです。ご指摘の趣旨を踏まえ、今後、活動指標及び成果指標につきましては、新たな施策評価表を策定する中で、適切な指標となるように見直しを行います。</p>
-------------	---

【所管課の対処結果(令和4年度実施結果)】

<p>対処結果</p>	<p>【施策内容への評価】 ○学校運営協議会を要として、引き続き、地域と共にある学校づくりの施策の充実に取り組んできました。また、令和5年4月に特別支援学校を地域運営学校(学校運営協議会)とするべく、校長や地域住民等関係者と協議を重ねていきました。 ○教育委員会ホームページについては、「共に創る教育」というアイコンを作成し、各校や地域で行われている具体的事例を複数掲載することなどにより、広く区民への周知を図りました。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 ○(No.465) 新しい学校づくりにおける重要なプロセスとして地域住民との合意形成があり、懇談会の開催回数は事業の根幹を評価する指標であると考えています。令和2年度の開校に向けて開催してきた懇談会は終了していますが、今後も対象校を変えて実施する可能性があることから、引き続き指標としました。一方、小中一貫教育の推進については、令和3年度末に行った検証により取組の段階が変化したと捉えられることから、令和4年度の評価の後、令和5年度より指標の見直しを行うこととしました。 ○(No.527) 地域教育力の向上については、指標の見直しを検討しましたが、青少年委員が事務局を担って行う各地域での取組についての活動量やそれに対する区民の関心の広がりがこの事業の柱になるため、引き続き指標の見直しは行わず評価することとしました。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見】 ○本施策については、地域住民や保護者、学校関係者など様々な人が、次代を担う子どもたちの教育環境を整えるための協働を身近な地域で行うものです。そしてその過程を通して地域コミュニティの形成にも寄与することを期待するものです。住民自治の基盤となる人と人との関係構築の取組を、どういった活動指標、成果指標で捉えていくことが適切なのか、引き続き検討しています。</p>
-------------	--

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策30 文化・芸術の振興

施策目標 (令和3年度の姿)	<p>○区民の誰もが優れた文化・芸術に親しめる環境が整備され、区民が質の高い文化・芸術に触れるとともに、意欲的に文化・芸術活動を行っています。さらに、他の地域からも多くの人々が訪れる文化の香り高いまちとなっています。</p> <p>○文化・芸術がまちづくりの一翼として機能し、地域のにぎわいを醸成しています。また、区と文化・芸術関係団体の協働により、地域の多様な文化・芸術活動が、盛んに行われています。</p> <p>○各地域の公共施設等と地域の連携・協働の取組が進み、地域のにぎわい創出と地域活性化などの波及効果をもたらしています。</p>
--------------------------	---

		令和2年度目標	令和2年度実績	目標値(令和3年度)
成果指標	区民一人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数(月平均)	4.7回	4.6回	5回
	区民一人当たりの文化・芸術に親しむ機会の回数【区内】(月平均)	2.7回	3.4回	3回

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>コロナ禍において感染症対策を講じながら活動する区内の文化・芸術団体や個人に対して、区内の文化・芸術の場と活動を一体的に支援する「すぎなみアート応援事業」を新たに実施し、区内文化施設95件、区内で文化活動を行う個人及び団体568件を支援しました。また、日本フィルハーモニー交響楽団との友好提携事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、区立施設への出張コンサートや公開リハーサル等、地域に密着した多様な音楽活動を38回(令和元年度比2回増)実施しました。令和2年度の文化プログラムは、区が定義した文化的レガシー(未来へつなげる感動や体験)を実現するため、オンラインでの和文文化アート展(10月)、子ども向け伝統芸能体験(11月)、イラストアニメ展(12月)等を地域の文化・芸術団体と協働して展開し、延べ1万2千人以上の参加がありました。杉並芸術会館(座・高円寺)及び杉並公会堂については、指定管理者やPFI事業者が持つノウハウを活用し、感染症対策を講じながら文化・芸術事業を実施し、杉並芸術会館(座・高円寺)については、80,974名(令和元年度比94,420名減)、杉並公会堂は58,721名(令和元年度比251,737名減)の来館者がありました。</p> <p>これらの取組を通じて、コロナ禍においても可能な限り施策の推進に取り組むことができました。</p>
改善・見直しの方向(中長期)	<p>今後の施策の方向</p> <p style="text-align: center;">○ 拡充 ○ サービス増 ● 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合</p> <p>今後の進め方</p> <p>令和3年度は、すぎなみアート応援事業(第2弾)を実施し、引き続きコロナ禍における区内の文化・芸術の場と活動を支援し、区民が文化・芸術に親しむことが出来る環境確保を行っています。</p> <p>杉並芸術会館(座・高円寺)では、新たな指定管理期間において、新たに公共的・社会的に広がりのある事業等を企画・実施するなど、公共劇場としてより区民に開かれ充実した施設運営を図ります。また、令和4年度の区制施行90周年記念事業における文化・芸術分野の取組については、杉並芸術会館の指定管理者や日本フィルハーモニー交響楽団との連携・協力のもと、区制施行100周年につなげていく視点に立った事業展開を図っていきます。このほか、杉並公会堂についても、オーケストラ公演などの音楽活動の場として安定的で充実した運営に向け、PFI事業者を支援していきます。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>・本施策は、コロナ禍にあって、特に大きな影響を受けた施策のひとつであった。そうした中で、ICT等を活用し、対応しうる範囲での対策がなされたと判断できる。</p> <p>しかしながら、当初計画された施策の内容を大きく変更せざるをえなくなった経緯や予算措置等について、評価表への記載がなく、補足の説明なしに評価表だけでは施策内容について適切に評価することは困難であった。コロナ禍においてどのような対策が取られたのか、区民にきちんと伝わるよう、評価表において施策内容をわかりやすく明示する必要がある。</p> <p>・引き続き、コロナ禍への対応が求められる施策であることから、現状を的確に把握し、他自治体のベストプラクティスの活用、「すぎなみアート応援事業」の充実等、状況に応じて適切な対応を図りたい。</p>
今後の施策の方向 (中長期)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	<p>・施策・事務事業の内容について、職員は理解していても、評価表への記載がなければ区民には伝わらない。評価表の内容について、区民の視点で整理することが必要である。</p> <p>・事務事業評価の指標は妥当であるが、現状の施策評価の指標では、区民の参加の状況が見えず、施策の成果を評価できない。施策の総合評価欄に記載されている実績を指標化し、目標を設定する等、見直しが必要である。文化施設に関しては稼働率・利用者数、文化事業については実施回数・参加者数、利用者・参加者の意向や満足度等、指標を体系的に整理することで改善につなげられたい。</p>
施策を構成する事務 事業についての意見	<p>・文化・芸術の振興事業については、「すぎなみアート応援事業」を創設する等、状況に応じた対策が取られており、評価できる。</p> <p>ただし、国・都からの給付金や助成金の流れが不明であり、特に「すぎなみアート応援事業」においては、財源について適切な説明が必要である。デジタル美術館についても、実施の経緯や予算措置を明らかにし、実績等を評価・検証することで今後の改善につなげられたい。</p> <p>また、事業の軸のひとつである文化・芸術情報誌「コミュかる」の発行について、評価が全く実施されていない。内容、発行部数や配布方法等の活動及びその成果を評価し、改善につなげることが必要である。</p> <p>・杉並芸術会館・杉並公会堂については、区民の安心・安全に配慮し、指定管理者・PFI事業者と適切に連携することにより、効率的かつ効果的な運用を実施されたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価について】</p> <p>・令和2年度の「すぎなみアート応援事業」は、国の地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における臨時的・緊急的対策の一環として実施したものです。今後の施策評価に当たっては、既存の取組に加え、臨時的・緊急的な取組を行った経緯や取組内容等について、適切に記載していきます。</p> <p>・また、本施策に基づく文化・芸術活動の支援については、今後も文化・芸術情報紙や区公式ホームページ・SNS等で幅広く区民に周知し、活用を促していきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】</p> <p>・今後の施策評価に当たっては、改めて活動指標と成果指標のあり方を検討し、総合評価欄の記載内容との整合性を図ります。併せて、文化施設に関する指標についても、体系的に整理等を行っていきます。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見について】</p> <p>・今後の事務事業評価に当たっても、施策評価と同様に、臨時的・緊急的な取組を行った場合は、その経緯や取組内容等について、適切に記載していきます。</p> <p>・また、「コミュかる」については、改めて当該年度における施策への寄与度等を踏まえ、施策評価または事務事業評価において、その実績や課題等を適切に記載するよう努めていきます。</p> <p>・文化の拠点である杉並芸術会館(座・高円寺)及び杉並公会堂については、引き続き、指定管理者やPFI事業者の専門性やノウハウを生かして、より効率的・効果的な事業展開を図っていきます。</p>
------	---

【所管課の対処結果(令和4年度実施結果)】

対処結果

【施策内容への評価について】

・令和3年度の「すぎなみアート応援事業」は国の地方創生臨時交付金を活用しコロナ禍における臨時的・緊急的対策の一環として実施したことを評価表へ記載しました。

・文化・芸術活動の支援については、令和4年度も文化・芸術情報紙や区公式ホームページ・SNS等で幅広く区民に周知しました。

【評価表の記入方法などについての評価について】

・活動指標に「文化芸術活動助成金事業件数」を設定し、成果指標との整合性を図りました。

【施策を構成する事務事業についての意見について】

・令和3年度の「すぎなみアート応援事業」は国の地方創生臨時交付金を活用しコロナ禍における臨時的・緊急的対策の一環として実施したことを事務事業評価へ記載しました。

・文化・芸術情報誌「コミュかる」の発行について、事務事業評価に取組内容を記載しました。

・杉並芸術会館(座・高円寺)及び杉並公会堂については、指定管理者やPFI事業者の専門性を活用し、感染症対策を行いながら事業を実施し、座・高円寺は132,961名(令和2年度比64%増)、杉並公会堂は141,219名(令和2年度比140%増)の来館者がありました。

〈事務事業評価(令和2年度重点事業を含む事務事業)〉

地域住民活動の支援 (No.60)

事業の目的・目標	○町会・自治会活動の支援を通して、活動の活性化及び加入促進を図り、良好な地域社会の形成に取り組む。 ○地域区民センター協議会事業の支援を通して、ふれあいと交流の創出や地域団体のネットワーク化を推進し、良好なコミュニティの形成に取り組む。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○町会・自治会の活動を支援するための各種助成等を行う。(①町会・自治会が行う事業に対する助成、②町会・自治会専用掲示板の設置等補助、③町会・自治会の保有する会館の建設等助成、④区屋外掲示板へのポスター掲出などの区政協力委託、⑤町会・自治会が設置する防犯カメラへの助成など) ○地域区民センター協議会の委員活動や事業を支援するための補助を行う。

			令和2年度計画	令和2年度実績
指標	活動指標	区政協力委託を締結した町会・自治会の割合	100%	98.7%
		地域区民センター協議会(7か所)の実施した事業数	302件	91件
	成果指標	町会・自治会加入率	58.0%	44.9%
		事業一回当たりの参加者数	251件	58件
事業実績		町会・自治会専用掲示板の設置・修繕等について、申請に基づき、24基(令和元年度比47基減)の補助を実施するとともに、町会・自治会加入促進及び活動の活性化を目的とした「まちの絆向上事業」に取り組んだ2団体(令和元年度比14団体減)への助成を実施しました。また、ポスターの掲示による様々な情報提供や回覧板による周知などを目的として、156団体に区政協力委託事業を実施しました。更に地域区民センター協議会が実施する地域コミュニティ形成のための事業や地域団体と協働する事業を支援するため、7団体に対して、合計約2,915万円の補助を実施しました。		

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>これまでも事業助成や活性化講座の開催等、様々な支援をしてきましたが、加入率の減少や役員の高齢化等の課題解決のためには、町会・自治会の活動自体を活性化させることが必要です。このため、加入促進を図るための事業に加え、多様な世代が町会・自治会活動に参加できるよう支援していきます。</p> <p>また、地域コミュニティの形成を図るための様々な事業に取り組んでいる地域区民センター協議会については、西荻地域区民センター改修時に協議会事業の見直しを図りました。今後も他のセンター改修等も踏まえて、各協議会の実情に合わせた協議会事業の見直しを検討していきます。</p>
-------	---

【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<p>町会・自治会の加入率の低下、役員の高齢化を課題に掲げており、対策として、加入促進の事業、多様な世代の参加、協議会の事業の見直しという記載がありますが、町会・自治会の活動を現在の世情に合わせ抜本的に見直さないと、上記の課題の解決はなかなか難しいようにも思われます。今後、抜本的な見直しの検討を深め、それに基づく対策を講じていくことが期待されます。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<ol style="list-style-type: none"> 活動指標として事業数、成果指標として事業1回当たりの参加者数を設定しています。本来、活動指標と成果指標は連動性が必要で、活動指標が向上することにより、成果指標も向上するという関係性が成り立つよう指標を設定すべきところ、事業数が多くなれば、事業1回当たりの参加者数が増加するという連動性はなく、活動指標と成果指標の設定に不整合が生じています。総参加者数＝事業数 × 一回当たりの参加者数という式から、事業数と1回当たりの参加者数の両方を増加させると総参加者数が増えるという関係であり、事業数と1回当たりの参加者数は並列の関係にあることから活動指標と成果指標の見直しを行うべきと思われる。 活動指標として、区政協力委託を締結した町会・自治会の割合を選定していますが、令和元年、2年とも98.7%と100%に近い数値となっております。町会・自治会に対する主な課題が町会・自治会の活性化にあることから、それを実現するための主な活動に関する活動指標を選択すべきと思われる。 令和3年度の町会・自治会の加入率目標値を60%としており、毎年2%ずつ引き上げていますが、実績の加入率は低下傾向にあります。目標値の設定方針に関し、実現可能性の観点から見直しが必要と思われる。

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価】 自主的な地域活動団体である町会・自治会の活性化等を図るためには、個々の組織の実情や地域住民の意見等に応じた支援を行う必要があります。 このため、区では、令和2年1月に杉並区町会連合会とともに各町会・自治会の運営の見直しを後押しする目的で発行した「町会・自治会ハンドブック」(第1弾)を作成しました。このハンドブックについては、令和3年度末に加入促進や活動の活性化を図るための考え方やアイデアなどをより具体的に示した第2弾を発行し、各町会・自治会の更なる取組を促していく予定です。このほか、「まちの絆向上事業助成」を通して、各町会・自治会による地域住民の加入促進等を図る取組を支援しています。 これらに加え、令和4年度からは新たに町会・自治会活動におけるSNSなどのICT活用を支援する考えであり、引き続き杉並区町会連合会並びに各町会・自治会の意見等を踏まえながら、より実践的な支援に努めていきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】</p> <ol style="list-style-type: none"> ご指摘の活動指標と成果指標との関係性を考慮して、各指標の見直しを検討します。 現在の活動指標のうち、「区政協力委託を締結した町会・自治会の割合」については、ご指摘を踏まえ、より適切な指標に見直すよう検討します。 現在の成果指標の1つである「町会・自治会加入率」については、現在の杉並区総合計画における施策指標ともなっており、令和4年度を始期とする同計画の策定に合わせて、新たな指標を設定(「地域活動への区民参加率」を予定)していく考えです。
-------------	--

【所管課の対処結果(令和4年度実施結果)】

対処結果	<p>【事業内容への評価】</p> <p>○事業については、町会・自治会へ更なる取組を促すために、「町会・自治会ハンドブック研修会」を杉並区町会連合会と協働で合計3回行いました。また、新たな支援の取組として、「スマートフォンの使い方」などのICT活用講習を実施しました。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】</p> <p>○ご指摘の活動指標と成果指標との関係性を考慮し、地域住民活動の規模がより明確になるよう検討を行いました。</p> <p>令和4年度の事務事業評価から、活動指標(1)「区政協力委託を締結した町会・自治会の割合」を「地域住民活動の支援にかかる事業総数」へ、成果指標(2)「事業一回当たりの参加者数」を「地域区民センター協議会(7団体)の実施した事業参加者総数」へ変更することとしました。</p> <p>成果指標(1)「町会・自治会加入率」については、令和5年度の事務事業評価から「地域活動に参加している区民の割合」へ変更することとしています。</p>
------	---

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策 (No.295)

事業の目的・目標	○児童福祉施設等を運営する事業者に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費の負担を軽減することで、事業者がより一層の感染拡大防止対策を行い、利用者にとって安心・安全な事業を実施できるようにする。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○児童福祉施設等の運営事業者などが新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要した経費の全部又は一部の補助等を行う。

		令和2年度計画	令和2年度実績
指標	活動指標	事業対象施設数	381所
事業実績	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、保護者及び保育士等が安心して子育てや保育ができる環境を整備するため、児童福祉施設等の運営事業者などが新型コロナウイルス感染症対策に要した経費の全部又は一部の補助等を行いました。		

【所管による自己評価】

評価と課題	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、保護者及び保育士等が安心して子育てや保育ができる環境を整備するため、令和元年度に国の緊急対策として当事業を実施しました。令和2年度についても感染拡大は収まらず、対策を講じる児童福祉施設等の負担は大きくなっていることから、国や都の補助事業が継続され、対象も拡充されました。これをもって区においても当事業を実施することとし、324施設に対し経費の補助等を行いました。
-------	--

【外部評価】

事業内容への評価	本事業は国及び都の補助事業であり、区の裁量性は限定される。そのなかで約9割の事業者から申請があったということであり、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の経費補助を円滑かつ早期に実施することが求められる。今後、同種の感染対策補助のため、実態把握し都や国に情報を提供することも重要になると思われる(補助上限の経費を要した事業者も約4割とのこと)。
評価表の記入方法などについての評価	計画の活動指標がどのように算出されたかがわかると理解が進むのではないかと考えられる。補助事業であるので区の担当職員の人件費分まで財源手当てがされないと考えられ、こうした補助事業の特性を踏まえた事項を特記事項に記載すると良いと思われる。

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価】 本事業は、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、国がその実態を踏まえ、施設・事業ごとに補助基準額を定め、全国で統一した支援を行っているものです。今後とも、事業の趣旨を踏まえ、事業者への周知や補助金の支給を迅速かつ適正に行うとともに、より良い施策に繋がる要望等があった場合には、適宜、国や都に対し情報提供をしてまいります。 なお、各事業者にあつては、補助金を最大限に有効活用し、補助基準額の範囲内で必要な感染症予防対策を行っていることから、補助が不足していたとは一概に言えないものと考えております。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 活動指標である事業対象施設数については、本事業の対象となる施設を網羅的に記載したものであり、保育施設や児童厚生施設のほか各種子育て支援サービスを提供している事業者など多岐に渡ることから、評価票にその内訳を記載することは困難であると考えます。また、補助事業を実施するために必要となる人件費については、事業コストとして評価票に記載しているところですが、内容がよりわかりやすい記載となるよう努めてまいります。</p>
-------------	--

【所管課の対処結果(令和4年度実施結果)】

<p>対処結果</p>	<p>前年度に引き続き、令和4年度も児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止の支援として、事業者(施設)へ感染症対策物品等の購入に係る補助金に関する情報提供を迅速に行い、各事業者からの申請に基づき経費の全部又は一部の補助等を行いました。 申請受付に当たっては、事業者からの対象物品等の問合せに対し、速やかに国や都へ確認し回答する等、事業者が補助を有効且つ適切に活用できるよう努めました。 当該事業において、84,520,000円(民営認可保育所・地域型保育事業所179所、私立幼稚園23所、ひととき保育4所等)の補助金支出を行い、財政面からの支援を行うことで、各児童福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止に寄与しました。 また、評価表の記入方法については、より内容をわかりやすくする等適正に対応しました。</p>
-------------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

多胎児家庭支援事業 (No.299)

事業の目的・目標	<p>○多胎児家庭の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担感や外出時の不自由さ等、特有の困難さを軽減し、必要な支援を受けながら、安心して子育てできるようにする。</p> <p>○多胎児家庭の交流や専門職による相談支援を通じて、孤立防止や育児不安の軽減を図る。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○保健師による「さくらんぼ面接」を受けた方に、区が実施する母子保健事業等を利用するために使用できるタクシー利用券を交付する。(移動経費補助)</p> <p>○保健センターで実施している「多胎児のつどい」において、専門家による相談や交流を行うほか、講演会を実施する。(多胎ピアサポート事業)</p> <p>○家事・育児支援ヘルパーが多胎児家庭を訪問し、家事・育児等を支援する。(多胎児家庭サポーター事業)</p>

		令和2年度計画	令和2年度実績	
指標	活動指標	タクシー利用券交付申請書の送付件数	186件	167件
		多胎児のつどい実施回数	21回	20回
	成果指標	タクシー利用券の交付件数	186件	134件
		多胎児のつどい参加人数	130人	108人
事業実績	<p>多胎児家庭支援事業は、令和2年11月から開始しました。タクシー利用券は、該当世帯167件に交付申請書を送付し134件交付しました。多胎児のつどいは、5か所の保健センターで計20回開催し、延べ108人の参加がありました。多胎児家庭支援ヘルパー事業は、20世帯が利用し、利用時間数の合計は554時間となりました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業及びタクシー利用券交付の実施により、多胎児家庭の身体的・精神的負担感や外出時の不自由等の抱える困難に対して支援を行いました。タクシー利用券申請時のさくらんぼ面接では、個々のニーズ等を把握して、必要な支援につなげることができました。今後は、サービス利用につなげていない方のニーズも聞き取り、施策に生かしていきます。</p> <p>多胎児のつどいでは、専門職による情報提供や個別相談での専門的な助言、経験豊富な先輩ママの参加により、情報提供できる量や質が向上しました。令和3年度にピアサポーター養成講座を開催することで、ピアサポーターの質の確保をすることが必要です。また、養成したピアサポーターの多胎児のつどい以外の活動の機会について、検討する必要があります。</p>
-------	---

【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<p>○令和2年度11月から、それ以前は「産前産後支援事業」の中に含まれていた多胎児家庭支援を切り出して、単独の事業としたとのことであり、このことは多胎児家庭が抱える特有の困難や悩み等に対処していくうえで、区による適切かつ前向きな対応であると考えられる。</p> <p>○本事業の活動内容は3つの柱からなるが、そのうちの「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」については、実績のみが記載され、計画値(利用見込み数)の記載がないことから、評価表からは計画と実績との乖離の有無が判断できない。事業評価表(1)の特記事項には執行率が低かった理由として、当該支援ヘルパー事業の利用見込みと実績の差が大きかったことが挙げられていることからすると、実績が見込みを大きく下回ったことが想定される。その要因は、どこにあるのかを把握・分析したうえで、より多くの利用につながるよう、要件や支援の在り方の検討をしていただきたい。</p> <p>○また、活動内容にある3つの柱のうち、「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」についてのみ、何らの指標も設定されていないが、前述の利用見込みと実績は成果指標として位置付け得るものと考えられる。</p> <p>○タクシー利用券の交付件数と実績との乖離についても、いかなる要因があつて交付申請に至らないのかを調査・分析したうえで、利用条件や交付計画の見直しにつなげていただきたい。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>「事業評価表(1)」の特記事項に記載されている『多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー』について、利用見込み数と実績数があるのであれば、具体的な数値を評価書に明記しておくべき。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>○多胎児家庭には保健センターの保健師が妊娠中から関わり、すこやか赤ちゃん訪問、乳幼児健診等、様々な機会を捉えて面接等を行い、切れ目のない支援を行っています。当事業は、3つの柱の事業を通して多胎児家庭と行政(保健師等)とをつなぎ、妊娠・出産・育児に伴う特有の困難さを軽減することを目的としているため、指標については、保健師等の専門職による相談支援の機会となる「タクシー利用券の交付件数」と「多胎児のつどい参加人数」の2つとしました。ご指摘いただいた「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」の計画値と実績値については、「計画(目標値)に対する実績の欄」に記載することとします。</p> <p>○「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」の執行率が低かったことについては、就労しているなどの理由から2歳から3歳未満の家庭の利用が少なく、予測できなかったことも要因の一つと考えられます。今後は、面接の機会等を利用して多胎児家庭のニーズの把握に努め、より多くの利用につなげるよう検討します。</p> <p>○タクシー利用券申請時にも、保健師が面接を行い、新たなニーズ等の把握や支援を行うなど、丁寧な対応を心がけています。タクシー利用券の交付申請をしていない家庭については、その理由を把握し分析するとともに、再度通知を送るなど制度内容の周知に努めながら、実績を踏まえた計画数値の見直しを図ります。</p>
-------------	--

【所管課の対処結果(令和4年度実施結果)】

<p>対処結果</p>	<p>○「多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業」の計画値と実績値については、「計画(目標値)に対する実績の欄」に記載しました。</p> <p>○保健センターの面接で多胎児家庭のニーズを把握しました。その内容を参考に、より多くの利用につなげるようヘルパー委託事業者と調整し、制度の見直しを検討します。</p> <p>○タクシー利用券の申請時の面接は、保健師が丁寧に行っています。交付申請していない家庭には理由の聞き取りを行っています。それらの結果を踏まえ、需要量を分析し、計画数値の見直しを図ります。</p>
-------------	---

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

教育ビジョンの策定 (No.466)

事業の目的・目標	○令和4年度から概ね今後10年程度を期間とする教育振興基本計画となる「新教育ビジョン」の策定を行い、区民誰もが共有できるようにする。			
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○「新教育ビジョン」の策定に向けた取組及び周知を行う。 ○教育委員会の諮問に応じ必要な調査審議を行う「杉並区教育振興基本計画審議会」を設置する。 ○杉並区教育振興基本計画審議会の調査審議を補佐する「杉並区教育振興基本計画調整会議」を設置する。			
		令和2年度計画	令和2年度実績	
指標	活動指標	杉並区教育振興基本計画審議会開催回数	4回	4回
	成果指標	延べ審議会傍聴者数	20人	28人
事業実績	<p>教育委員会の諮問に応じて「新教育ビジョン」の策定に関し必要な事項を調査審議するため、多様な立場で教育にかかわる区民や学識経験者等で構成する「杉並区教育振興基本計画審議会」を設置し、4回開催しました。審議会では、教育行政を取り巻く状況の変化等を見据えつつ、今後の杉並の教育について意見交換し、「新教育ビジョン」の構成案や骨子案について検討しました。</p> <p>また、審議会が調査審議を円滑に行うことができるよう、審議会を補佐する内部連絡組織として「杉並区教育振興基本計画調整会議」を設置し、2回開催しました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>「新教育ビジョン」の策定に向け、区民の声を反映させるための新たな取組として、これから10年の杉並の教育を考える教育シンポジウムの開催や区民アンケート調査を実施しました。これらを通じ、多くの区民、特に子どもたちの声を幅広く聴き取り「杉並区教育振興基本計画審議会」での審議に生かすことができました。引き続き、新たな基本構想との整合も図りながら「新教育ビジョン」の策定に取り組み、策定後は、広くその周知に努めます。また、「新教育ビジョン」を踏まえ、行政の行動計画として「新教育ビジョン推進計画」を策定していきます。</p>
-------	---

【外部評価】

事業内容への評価	<p>○本事業の目的・目標は、「『新教育ビジョン』の策定を行い、区民誰もが共有できるようにする」とされている。一方、取組内容を見ると、アンケート調査の実施・調査結果の集計などを行っている。この点について、事業の目的・目標と共に、策定プロセスにおける区の役割について、明確にすることが肝要である。また、このような区のビジョンにおいて、今後、会議体と区民の橋渡しは、区に求められる役割であると考え。今回実施されている、アンケート調査、結果集計はそのような観点から評価できるものであると考え。以上により、目標に記載された「できあがったビジョンの区民による共有」のみではなく、「ビジョン策定プロセスにおける区民の意見の反映」といった観点を、本事業における区の役割に加えることについて、次期ビジョン策定の際には検討していただきたい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○外部評価を実施するにあたり、ホームページの議事録、資料を参考にさせていただいた。これらの情報がホームページにアップロードされていることは、評価する。その一方で、この点について、自己評価にて言及がされていなかったが、適切な評価のために、取組みの内容については、的確に言及されることが望まれる。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価】 本事業において今回新たに策定した「杉並区教育ビジョン2022」は、区民と区にとっての教育の基本的な考え方を示したものであり、区民誰もが教育の当事者となって、杉並の教育を豊かに育て続けていくとしています。 こうしたことから、新ビジョンの考え方を踏まえ、次期策定の際には、今回の策定時における審議会と区民との橋渡しといった区の役割を明確にしながら、アンケート調査等、その時代に適した策定プロセスにおける区民意見の反映方法などを工夫していきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 事務事業評価表への記入に当たっては、審議会の資料や議事録等のホームページへの掲載といった取組実績について、よりの確な記載となるよう検討していきます。</p>
-------------	---

【所管課の対処結果(令和4年度実施結果)】

<p>対処結果</p>	<p>【事業内容への評価】 「杉並区教育振興基本計画審議会」での熟議と多くの区民の意見を踏まえて「杉並区教育ビジョン2022」(以下「教育ビジョン」という。)を策定しました。令和4年度は、各学校や、各学校運営協議会の事業等において、児童・生徒と一緒に「自分とみんなのしあわせを考える」ため、各学校で意見交換会を実施しました。教育ビジョンは、誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、みんなで創り、育てるものであるという考え方を共有し、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」の実践のスタートを切りました。 なお、今後も引き続き、意見交換会等を通じて学校や地域の関係者などの様々な声を聴きながら、教育ビジョンのさらなる理解促進を図るとともに、次期策定の際には、区の役割を明確にしながら、アンケート調査等、その時代に適した策定プロセスにおける区民意見の反映方法などを工夫して行っています。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 単年度事業であるため、令和4年度の事務事業評価表への反映は難しいですが、今後ビジョンを策定する際には、審議検討のプロセスなども記載し、教育ビジョンを区民とともに創っていく姿を示していけるように進めます。</p>
-------------	---

〈財団等経営評価〉

一般財団法人 杉並区交流協会(旧 杉並区交流協会)

事業目的	人と人とのつながり、地域と地域の交流を育むことを通じて、多文化共生社会の創造と地方創生に寄与する。	顧客	区内在住外国人及び区民
事業内容	①在住外国人の支援に関する事業 ②国内外の自治体交流の促進に関する事業 ③多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業 ④その他、上記に掲げる事業に附帯又は関連する事業		
区による評価(二次評価)	○新型コロナウイルス感染拡大により多くの事業が中止・延期となったため、区からの事業分担金収入が大幅に減少した。収入の減少に伴い、定量評価の指標の多くが悪化することとなったが、在住外国人に対する支援や外国人サポートデスクなど、区の外国人相談を補完したことは評価できる。 ○コロナ禍で事業・イベントが制限される中、オンラインを活用した事業等を開催し、在住外国人の支援等を図ったことを評価する。また、国のコロナ対策として実施された特別定額給付金について、申請漏れの防止のため案内文等の翻訳に注力した取組は支援事業として多に評価できる。今後とも、災害等を含めた緊急時における外国人支援のあり方について検討の上、その時々々の状況に合った対応を実践していくことを望む。 ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で活動したボランティアスタッフについて、大会後も活躍できるよう関係部署と連携し、活躍の場を確保していく必要がある。 ○令和3年4月に締結した「災害時における外国人支援活動に関する協定」に基づき、災害時に震災救済所への語学ボランティアの派遣や外国人への情報提供ができるよう、区との連携を充実させていく必要がある。 ○令和3年4月に一般財団法人化したことから、組織体制の強化や事業の充実などを進めていくとともに、「コミュカルショップ」の売り上げ増加やコスト削減を図るなど、自立的・安定的な運営を期待する。		

【外部評価】

対経営状況評価に	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響を大きく受けた中での対応について、協会及び区による評価は概ね妥当と判断できる。ただし、コロナ禍により中止や減少を余儀なくされた事業とその代替となる取組について、評価表だけではわかりづらい。計画に対してどう対処したのかを、区民に適切に説明することが必要である。 ・令和3年4月に一般財団法人化された中で、継続的な経費削減等効率的な運営とともに、大きな課題は自主財源の確保であり、そのためには区民の理解・協力を得ることが不可欠である。協会の活動を知っていたき、さらに区民の理解・協力を得られるよう努められたい。 ・引き続き、コロナ禍において状況に応じて対応できるよう、在住外国人のニーズを的確に把握し、他自治体との広域連携や情報共有を図り、区と連携し、今後も在住外国人の立場に立った支援を実施されたい。
評価表の記入評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍への対応について、計画と実績を整理した情報を評価表に記載する、あるいは、HP上で情報提供している旨を評価表に記載した上でHP上で公開する等、評価表において区民にわかりやすく情報を伝える工夫が必要である。 ・経営分析においては、各項目ごとに評価の根拠が明示されていると、評価に対して納得が得やすい。 ・活動による成果を的確に測れるよう、活動指標と成果指標を体系的に見直すことにより、さらなる改善につなげられたい。(例えば、活動指標として設定されている「③交流事業を支える区民数(登録者数・活動者数)」「④会員数」はアウトカムであり、その活動指標は、「協力者・会員数を増やすための活動」等)

【外部評価に対する所管の対処方針】

【経営状況に対する評価】

- ・コロナ禍により受けた事業とその代替となる取組については、今後の経営評価のほか、協会ホームページ等において、適切な情報提供を行うよう指導・助言していきます。
- ・また、令和3年4月の一般財団法人化を契機として、協会の事業における受益者負担のあり方の見直しや、事業に対する企業等の賛同金・協賛金の募集を通して、自主財源の確保を図るとともに、相談窓口等で実施する利用者アンケート結果等を参考にして、災害時を含む在住外国人支援の充実を働き掛けていきます。

【評価表記入方法などの評価】

- ・上記の「経営状況に対する評価」で記載したとおり、協会において適切な情報提供を行うよう促していきます。
- ・また、協会において、経営分析における評価の根拠や、経営評価における活動指標と成果指標の体系の見直しを図るよう、指導・助言していきます。
- ・さらに、区として経営評価表(二次評価表)の中で、協会の事業や取組に対する改善・見直しを検討すべき事項をより具体的に記載するなどの工夫を図っていきます。

【所管課の対処結果(令和4年度実施結果)】

対処結果

【経営状況に対する評価】

- ・令和4年度から、経営評価及び協会ホームページ等に、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小・廃止した事業が分かるよう記載しました。
- ・令和3年4月の一般財団法人化を契機として、「公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等に基づき、コミュかるショップの運営による利益を経常収支に計上し、基本財産として積み立てました。
- ・また、区民及び区内団体等から寄附金を集め、ウクライナ避難民への支援に取り組むなど、自主財源の確保に努めました。
- ・在住外国人への支援については、外国人サポートデスクを開設し、国民健康保険や税の相談など378件への相談に対応しました。また、令和5年1月より新たな支援として、在住外国人から要望が多かった「子ども日本語教室」を開設し、18人の外国人児童・生徒等に日本語の学習支援を行いました。

【評価表記入方法などの評価】

- ・経営評価における活動指標と成果指標を、協会が実施する3事業(①在住外国人の支援、②国内外の自治体交流の促進、③多文化共生社会の相互理解の向上)の実施回数と参加者数に見直し、活動と成果を的確に測れるように改善しました。
- ・区が実施する二次評価(令和4年度)では、ウクライナ避難民への支援や多文化共生社会に向けた事業などの課題を上げ、次年度も取組を継続・発展できるよう連携・協力することとしています。

行政評価制度の見直しについて

1 新制度の目的及び方針

(1) 目的

自治基本条例第 21 条※で定める行政評価の意義を改めて共有した上で、全庁で共通認識を持って行政評価を実施するため、以下のとおり、目的を明確化する。

施策・事務事業の不断の見直し・改善を図るとともに、最適な財源配分へつなげることによって、政策効果を持続的に高める。

※ 自治基本条例第 21 条：「区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表する。」

(2) 方針

- ① 全体最適を推進する評価
単独の事務事業を対象とした部分最適にとどまらず、全体最適の視点に立った評価を行う。
- ② エビデンスに基づく評価
施策・事務事業における目的－手段－成果のつながりを意識し、エビデンス（証拠・根拠）に基づいて、課題の要因分析や改善策を立案（予算の方向性を含む）する。
- ③ 役に立ち活用される評価
事務事業の見直し・改善や最適な財源配分に向けて活用するとともに、総合計画の進捗状況や課題を把握するための区政経営上の重要な基礎資料として活用する。
- ④ 簡素で効率的な評価
作業を効率化することで、評価に係る職員の負担軽減を図り、制度の持続可能性を確保する。

2 新制度のポイント

(1) 評価の 2 段階実施

評価と予算の連動性を強化するなど、行政評価の実効性を高めるため、5～6月と8～9月の2段階に分けて評価を実施する。（これまでは、下表の①～⑤（④は除く）の評価を5～6月に実施）

	5～6月（第1段階）	8～9月（第2段階）
評価項目	① 目的・目標、事業内容 ② 指標の達成状況、前年度の取組成果 ③ 分析、評価	④ 現年度の取組成果・予算執行状況 ⑤ 今後の方向性 ※ 下線は、新たに評価項目に加える内容

(2) 施策推進体制の強化

施策の推進体制を強化するため、施策評価及び施策推進責任者を部長級とする。

(3) 簡易評価の対象の明確化

「施策を構成する事務事業」の評価へ一層注力するとともに、簡易評価の選定基準を明確にするため、「施策を構成しない事務事業」（例：部の一般管理事務、施設の維持管理事務）は、全て簡易評価とする。

(4) 成果指標の分類

以下のとおり、成果指標を性質別に分類し、その中から施策や事務事業の目的に応じて最適な指標を設定することによって、区の取組や成果を適切に分析・評価できるようにする。

【成果指標の分類】

- ① 行政サービス成果指標
区の取組と成果の因果関係が比較的明確な指標（例：保育所入所待機児童数）
- ② 社会成果（課題）指標
区の取組と成果の因果関係が必ずしも明確でない指標（例：合計特殊出生率）
- ③ 区民満足度指標（利用者満足度・区民満足度）
成果を区民の視点で捉えた指標。主観的な指標（例：保育所利用者の満足度）

(5) 指標設定の弾力化

施策や事務事業における指標設定の実態を考慮し、指標設定のルールを弾力化する。

- ・簡易評価の対象事業には、指標を設定しないこととする。
- ・社会成果指標及び区民満足度指標において、適切な設定が困難な場合は、数値目標を不要とし、上昇・下降等の目指すべき方向性のみ設定することを可とする。ただし、この場合は、できるだけ数値目標を定める他の指標と組み合わせることとする。

令和 5 年度の行政評価の取組

(1) 施策評価・事務事業評価について

令和 5 年度の施策評価・事務事業評価は、新たな行政評価制度（令和 4 年 12 月 14 日区政経営改革推進本部決定）に基づき実施する。

○ 評価結果の活用

- ・ 評価結果を公表することで、区政の透明性を確保する。
- ・ 評価に当たって、事業の計画、見直しなどの PDCA サイクルを職場内で共有するとともに、自己評価を行う際に、職員間の議論を通じて評価と改善の検討をすることで、職員の政策形成能力の向上を図る。
- ・ 施策評価・事務事業評価の一部は区政経営報告書（主要施策の成果、総合計画・実行計画の進捗状況、歳出決算一覧）に活用する。
- ・ 令和 6 年度の当初予算編成における財政部門の資料として活用する。
- ・ 地方公会計制度との効果的な連動について、費用や資産を把握する事業別コスト計算書の活用を検討する。

(2) 財団等経営評価について

○ 実施団体

区が財政・人的支援を行っている団体で、区の施策推進に寄与する事業を実施する等区政との関連性が高いと認められる杉並区障害者雇用支援事業団、杉並区スポーツ振興財団、杉並区社会福祉協議会、杉並区シルバー人材センター、すぎなみ環境ネットワーク、杉並区交流協会の 6 団体とする。

○ 評価結果の活用

各団体においては、評価を通してコスト意識を高め、効率的・効果的な事業実施による区民サービスの向上を目指す。また、所管部課においては、今後の支援の参考資料として評価結果を活用する。

(3) 外部評価について

○ 評価対象

施策（施策を構成する事務事業を含む）及び財団等経営評価を対象として、外部評価委員会において選定する。

○ 評価結果の活用

公正かつ中立な立場である外部評価委員の評価を受けることにより、行政評価の客観性を高めるとともに、その充実を図る。

(4) 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和 5 年 5 月～ 施策評価・事務事業評価（第一段階）の実施
財団等経営評価の実施
- 8 月～ 施策評価・事務事業評価（第二段階）の実施

令和 5年度杉並区事務事業評価シート 通常評価【見本】

(00362)

事務事業名称	防災まちづくり			款	05	項	01	目	02	事業	002	整理番号	355
現担当課名	市街地整備課		係名	不燃化推進係			連絡先電話番号	3365		昨年度整理番号	354		
上位施策No・施策名	01 強くしなやかな防災・減災まちづくり							予算事業区分	既定事業				
事業開始	平成 7年度	実行計画事業	目標 01	施策 01	計画事業	02	主要事業（区政経営報告書掲載事業）						
令和 4年度担当課名	市街地整備課							事業評価区分	一般				

令和 4年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	木造住宅密集地域等及び震災救援所周辺等の土地・建物の所有者等	根拠法令等 (1) (2)	社会資本整備総合交付金交付要綱 東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱
事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか）	木造住宅密集地域等を対象に、不燃化による建替えを促進するなど、火災による延焼の危険性を低減させる。震災救援所の機能を確保するため、施設周辺及び施設に至る緊急道路障害物除去路線沿道の建物の不燃化による建替えを促進する。	活動指標 指標名（1） 指標説明 指標名（2）	地域活動・庁内検討部会等の開催回数 防災まちづくりニュース等の発行回数
事業内容（事務事業の内容、やり方、手段）	不燃化特区内において、防災まちづくり勉強会等を開催し、防災・減災の機運を高めるとともに、戸別訪問や建替え相談会等を行い、助成制度の周知を図るなど、地区の不燃化を促進する。阿佐谷南・高円寺南地区の優先整備路線（馬橋通り）の拡幅や公園等の基盤整備に取り組む。震災救援所周辺等において、不燃化助成制度を積極的に周知し、対象地内の不燃化による建替えを促進する。	指標説明 成果指標 指標名（1） 指標説明 指標名（2） 指標説明	木造住宅密集地域の不燃領域率（不燃化特区） 不燃領域率 = 空地率 + (1 - 空地率) × 不燃化率 震災救援所周辺等の助成件数 建築物の不燃化（耐火・準耐火建築物）建替えへの助成件数

指標、総事業費 (Plan・Do)

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度	令和 4年度	令和 4年度			
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比(%)	予算執行率 (%)			
活動指標 (1)	1 回	5	5	5	5	5	7	100.0	79.3			
活動指標 (2)	2 回	8	6	6	6	7	6	116.7				
成果指標 (1)	3 %	61.3	0.0	0.0	63.2	62.8	64.2	99.4				
成果指標 (2)	4 件	95	130	90	70	52	145	74.3				
事業費	5 千円	225,813	527,747	502,165	202,902	160,945	282,900	特記事項				
人件費	常勤職員分（再任用含）	6 千円	45,576	42,430	45,887	33,956	36,266	41,590	○予算執行率が79.3%となった主な理由は、震災救援所周辺等の助成件数が少なかったことが上げられます。			
	上記以外の職員	7 千円	0	0	0	0	0	0				
総事業費 (5+6+7)	8 千円	271,389	570,177	548,052	236,858	197,211	324,490					
財源	受益者負担分	9 千円	0	0	0	0	0	0				
	国・都からの補助金	10 千円	67,112	0	270,005	0	0	0				
	その他の補助金等	11 千円	0	0	0	0	0	0				
	特定財源計 (9+10+11)	12 千円	67,112	0	270,005	0	0	0				
差引：一般財源 (8-12)	13 千円	204,277	570,177	278,047	236,858	197,211	324,490					

令和 5年度杉並区事務事業評価シート

令和 4年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 355

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	震災救援所周辺等の不燃化助成	52	件	53,500
	不燃化特区支援 (杉並第六小学校周辺地区、方南一丁目地区)	46	件	58,698
	不燃化特区戸別訪問 (杉並第六小学校周辺地区・方南一丁目地区)	463	件	8,140
	馬橋えんがわ公園用地整備	362	m ²	25,175
	その他 (優先整備路線 (馬橋通り) 道路拡幅整備 ほか)			15,432
取組成果	<p>令和4年度は建築物不燃化助成を52件、不燃化特区支援助成を46件実施し、不燃領域率の向上を図りました。建築物不燃化助成制度については、令和5年度から対象地区を拡大するため、制度の周知を図りました。不燃化特区については、現地建替相談会の開催や個別の建替相談、戸別訪問等を実施するとともに、総合震災訓練や防災まちづくりフェア等においてパネル展示を行うなどの取組を通して、防災への意識を高めました。さらに、阿佐谷南一丁目馬橋えんがわ公園を整備し、空地・避難路の確保に努めました。</p>			

令和 4年度 評価・分析、方向性・改善策 (C h e c k ・ A c t i o n)

課題・分析 (1 / 2)	<p>地域活動・庁内検討部会等の開催については、地域住民によるまちづくり検討会やオープンハウス等を開催し、目標回数を達成しております。方南一丁目地区について、令和4年度はオープンハウスやアンケート調査により地域の意向把握に努めました。「防災まちづくり計画」の策定に向けて、地域の意向を尊重しつつ、庁内検討部会等で関係各課との調整を図ることが令和5年度の課題です。防災まちづくりニュース等の発行については、阿佐谷南・高円寺南地区、方南一丁目地区それぞれの地区においてニュースを発行し、目標回数を達成しております。建築物不燃化助成制度については、令和5年度から新たに拡大する対象地域の全戸にチラシの配布を行いました。令和4年度は主に居住者に向けて周知を行ってきたため、地区外地権者等への周知が令和5年度の課題です。</p>
課題・分析 (2 / 2)	<p>不燃化特区の不燃領域率は0.6ポイント上昇し、戸別訪問等を通して周知・啓発した不燃化特区支援制度の活用による成果が表れております。更なる不燃領域率の向上を目指し、建替困難敷地解消に向けた取組を行うことが、令和5年度の課題です。建築物の不燃化促進については、助成件数の向上が課題となっています。令和5年度から新たに拡大する対象地域を含め、引き続き制度を周知・啓発していく必要があります。</p>
現年度の取組成果・予算執行状況 (年度末までの見込含む)	第2段階評価時に評価実施
事業の方向性・改善策	第2段階評価時に評価実施

令和 6年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	
	II 事業の改善の方向性	
予算の方向性の理由・内容	第2段階評価時に評価実施	

令和 5年度杉並区事務事業評価シート 簡易評価【見本】

資料10-2

(00001)

事務事業名称	区議会の運営	款	01	項	01	目	01	事業	001	整理番号	001	
現担当課名	区議会事務局	係名	庶務係			連絡先電話番号	2302		昨年度整理番号	001		
上位施策No・施策名							予算事業区分	既定事業				
事業開始	昭和22年度											
令和 4年度担当課名	区議会事務局						事業評価区分	その他簡易な評価				

令和 4年度 事務事業の概要 (P l a n)

対象	杉並区議会議員及び区民等	根拠法令等	(1) 地方自治法 (2) 杉並区議会会議規則
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	本会議・委員会等の会議を適正かつ円滑に運営する。議員としての調査・研究活動を的確に行うことができる。誰もが本会議・委員会における審議内容や経過についての情報を得ることができる。	活動指標	指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	本会議、委員会等会議を実施する。会議の結果等について広報活動を行う。(区議会だより・ホームページ等) 議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として政務活動費を交付する。議会の運営に必要な調査及び情報の収集・提供を行う。	指標説明	成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明

指標、総事業費 (P l a n ・ D o)

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度	令和 4年度	令和 4年度	
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)	
活動指標 (1)	1								77.4	
活動指標 (2)	2									
成果指標 (1)	3									
成果指標 (2)	4									
事業費	5 千円	124,901	153,123	118,032	152,423	118,038	172,928	特記事項 政務活動費及び新型コロナウイルス感染症防止のための行政視察の一部未実施に伴う旅費などに実績による不用額が生じました。		
人件費	常勤職員分 (再任用含)	6 千円	106,288	106,288	106,290	106,290	105,971			103,975
	上記以外の職員	7 千円	11,610	11,610	11,760	11,760	11,770			11,770
総事業費 (5+6+7)	8 千円	242,799	271,021	236,082	270,473	235,779	288,673			
財源	受益者負担分	9 千円	29	132	25	0	0			0
	国・都からの補助金	10 千円	347	0	0	0	0			0
	その他の補助金等	11 千円	0	0	0	0	0			0
	特定財源計 (9+10+11)	12 千円	376	132	25	0	0			0
	差引：一般財源 (8-12)	13 千円	242,423	270,889	236,057	270,473	235,779			288,673

令和 5年度杉並区事務事業評価シート

令和 4年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 001

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	政務活動費の交付			64,319
	議会広報紙等の作成、ホームページの運用ほか			29,643
	会議録の作成			13,799
	管理事務 (物品の購入、製版印刷機等事務機器の賃借・保守ほか)			4,081
	その他 (議長交際費の支出、議会図書室用図書の購入ほか)			6,196
取組成果	<p>令和4年度は本会議が30日間、委員会等が延べ144日間開催されました。特別委員会の所管事項の見直しを行い、DX・議会改革に関する特別委員会及び文化芸術・まちのにぎわいに関する特別委員会を設置しました。昨年度委員会条例を改正し、委員会のオンライン開催を可能としたことから、オンライン模擬委員会を開催し、実施に向けた課題の洗い出しを行うなど、議会のICT化を推進しました。政務活動費調査検討委員会・同専門委員会での検討を通じて、政務活動費の適正な運用と用途の透明性の更なる確保に努めました。</p>			

令和 4年度 評価・分析、方向性・改善策 (C h e c k ・ A c t i o n)

課題・分析 (1 / 2)	
課題・分析 (2 / 2)	
現年度の取組成果・予算執行状況 (年度末までの見込含む)	第2段階評価時に評価実施
事業の方向性・改善策	第2段階評価時に評価実施

令和 6年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの方向性	
	II 事業の改善の方向性	
予算の方向性の理由・内容	第2段階評価時に評価実施	

令和 5年度 杉並区施策評価シート | 【見本】

資料10-3

(00036)

施策	01	強くしなやかな防災・減災まちづくり
目標	01	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち
施策担当課	市街地整備課	関係課 土木計画課 都市計画道路担当 狭あい道路

施策目標 区内の建築物の耐震化や無電柱化が進むことで、災害時でも建築物等が倒れにくいまちづくりが進んでいます。
 木造住宅密集地域等において建築物等の不燃化が進んでいることに加え、オープンスペースや円滑な通行のための道路空間が確保されることによって、燃えにくいまちづくりが進んでいます。
 東京都の河川改修事業や雨水流出抑制対策などが進むことによって、水害が起これにくいまちづくりが進んでいます。
 災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができるまちづくりが進んでいます。

活動指標		成果指標	
指標名(1)	区が助成した耐震診断等の件数(旧耐震基準建築物)	指標名(1)	区内建築物の耐震化率
算式・指標説明		算式・指標説明	耐震性を有する建物棟数 ÷ 建物総棟数 × 100【行政】
指標名(2)	防災まちづくりニュース等の発行回数	指標名(2)	木造住宅密集地域(不燃化特区)の不燃領域率
算式・指標説明		算式・指標説明	空地率 + (1 - 空地率 ÷ 100) × 不燃化率【行政】
指標名(3)	雨水浸透施設設置助成戸数	指標名(3)	雨水流出抑制対策施設の整備率
算式・指標説明		算式・指標説明	流域豪雨対策計画の目標対策量(627,000m ³)に対する雨水流出抑制対策整備量の割合【行政】
指標名(4)	道路拡幅整備延長	指標名(4)	狭あい道路の拡幅整備率
算式・指標説明	道路の拡幅整備が完了した延長	算式・指標説明	「拡幅整備に要する総延長(614km)」に対する「拡幅整備総延長」が占める割合【行政】
		指標名(5)	
		算式・指標説明	
		指標名(6)	
		算式・指標説明	

区分	単位	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		目標値	目標年度	
		実績	計画	実績	計画(目標値)	実績				
活動指標	活動指標(1)	1	件	175	700	153	240	164		
	活動指標(2)	2	回	8	6	6	6	7		
	活動指標(3)	3		32	150	42	100	50		
	活動指標(4)	4	m	7,859	10,000	7,009	10,000	6,671		
成果指標	成果指標(1)	5	%	92.0	96.0	92.9	94.0	93.7	99%以上	令和12年度
	成果指標(2)	6	%	61.3	0.0	62.2	63.2	62.8	70%	令和12年度
	成果指標(3)	7	%	54.4	60.0	55.5	59.2	56.8	83%	令和12年度
	成果指標(4)	8	%	39.5	41.1	40.7	42.8	41.7	55.8%	令和12年度
	成果指標(5)	9								
	成果指標(6)	10								
施策コスト	事業費	11	千円	2,194,941	4,195,653	3,461,049	3,189,459	2,223,492	特記事項 指標(1)については、令和4年度からの総合計画により見直しをしています。	
	人件費	12	千円	392,637	375,164	384,073	325,841	337,259		
	総事業費(11+12)	13	千円	2,587,578	4,570,817	3,845,122	3,515,300	2,560,751		
	国・都からの補助金等	14	千円	727,139	1,816,284	1,737,539	1,277,606	738,814		
	総事業費伸び率(計画、実績の対前年度比)	15	%			48.6	23.1	33.4		
	人件費比率(12÷13)	16	%	15.2	8.2	10.0	9.3	13.2		

課題・分析	<p>首都直下地震の切迫性が指摘されていることから、区内建築物の耐震改修や木造住宅密集地域等の不燃化建替えを促進していく必要があります。建築資材の高騰等により耐震改修助成や不燃化助成の不燃化建替えは減少していますが、今後も状況の変化を把握しつつ、区民の理解と協力を得ながら進めていきます。橋梁については、避難路等を確保するために重要な構造物であり、老朽化していき中コストを縮減しつつ健全性を保持する予防保全型の維持修繕の重要性が増しています。水害への対策については、近年多発している集中豪雨や大型化する台風から区民の生命や財産を守るため、河川や下水道整備などのハード面の対策や、雨水流出抑制対策の推進が求められています。この中で、民間施設の雨水流出抑制対策の促進を目的とした助成制度は実績が減少から増加に転じてきていますが、狭小敷地や経済的な制約、コロナ禍や建築資材の高騰などから雨水浸透施設の設置が難しいとの声が多くなっており、目標の達成には更なる取組が必要です。</p>
-------	---

施策の成果	<p>建築物の耐震化については、杉並区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく木造住宅等へのポスティングによる耐震改修助成制度の周知や、特定緊急輸送道路沿道建築物所有者への耐震化の重要性や助成制度等の周知の効果もあり、耐震化率は着実に上昇しています。建築物の不燃化については、各種支援制度の周知を行いながら不燃化建替えの促進を図るとともに、不燃化特区においては、優先整備路線の拡幅や公園の整備、地元住民との防災まちづくりの検討会等を行いました。橋梁については、長寿命化修繕や耐震補強工事等を着実に実施しました。今後も定期点検を含めた予防保全型の維持修繕により安全性を確保し、かつ効率的な管理を進めます。雨水流出抑制対策については、公共施設をはじめ、民間施設への対策指導・協力要請や個人住宅等への雨水浸透施設設置助成を実施するなど、流域対策の目標の達成に向けた官民一体となった取組を行いました。また、局地的大雨にも迅速に対応できる水防態勢の強化や、区民への迅速・的確な情報提供を行うために、日頃の備えから避難行動に至るまでの役立つ情報をまとめた「水害ハザードマップ」の周知やIoT街路灯システムを活用した浸水状況の監視強化を行いました。さらに、職員が水防態勢時の各自の役割を十分発揮できるよう、より効果的な訓練を実施するなど、水害に強いまちづくりを推進しました。</p>
-------	---

<p>改善・見直しの方向 中長期</p>	<p>今後の施策の方向性</p> <p>第2段階評価時に評価実施</p> <p>今後の進め方</p>
--------------------------	--

令和 5年度 杉並区施策評価シートⅡ（施策を構成する事務事業）

【施策 01】【施策名称 強くしなやかな防災・減災まちづくり】

金額の単位は千円

(00036)

整理番号	事務事業名称	実行計画事業	主要事業	令和 4年度 事業費	人件費	総事業費	施策から見た 事業の方向性
1 355	防災まちづくり			160,945	36,266	197,211	
2 358	不燃化促進住宅管理			1,442	5,114	6,556	
3 378	耐震化の促進			584,167	51,812	635,979	
4 380	ブロック塀等安全対策支援事業			14,202	8,568	22,770	
5 399	狭あい道路拡幅整備			1,123,554	172,506	1,296,060	
6 400	水害多発地域対策の推進			15,826	2,163	17,989	
7 401	橋梁の長寿命化と補強・改良			71,966	13,475	85,441	
8 402	河川維持管理			132,629	26,626	159,255	
9 404	水防対策			103,693	9,813	113,506	
10 405	雨水流出抑制対策等工事助成			15,068	10,916	25,984	
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
合計				2,223,492	337,259	2,560,751	

施策を構成する 事務事業に関する特記事項	第2段階評価時に評価実施
-------------------------	--------------

令和 5年度杉並区施策評価表（評価指標一覧）

資料10-5

(00036)

上段：目標値
下段：実績値

【施策 01】 【施策名称 強くしなやかな防災・減災まちづくり】

指標区分	指標名 算定式・指標説明等	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
活動指標	区が助成した耐震診断等の件数（旧耐震基準建築物）	件	700 175	700 153	240 164	240 0
活動指標	防災まちづくりニュース等の発行回数	回	6 8	6 6	6 7	6 0
活動指標	雨水浸透施設設置助成戸数		150 32	150 42	100 50	100 0
活動指標	道路拡幅整備延長 道路の拡幅整備が完了した延長	m	10,000 7,859	10,000 7,009	10,000 6,671	10,000 0
成果指標	区内建築物の耐震化率 耐震性を有する建物棟数 ÷ 建物総棟数 × 100【行政】	%	95.0 92.0	96.0 92.9	94.0 93.7	94.5 0.0
成果指標	木造住宅密集地域（不燃化特区）の不燃領域率 空地率 + (1 - 空地率 ÷ 100) × 不燃化率【行政】	%	70.0 61.3	0.0 62.2	63.2 62.8	64.2 0.0
成果指標	雨水流出抑制対策施設の整備率 流域豪雨対策計画の目標対策量（627,000m ³ ）に対する雨水流出抑制対策整備量の割合【行政】	%	58.5 54.4	60.0 55.5	59.2 56.8	62.2 0.0
成果指標	狭あい道路の拡幅整備率 「拡幅整備に要する総延長（614km）」に対する「拡幅整備総延長」が占める割合【行政】	%	39.5 39.5	41.1 40.7	42.8 41.7	44.5 0.0
成果指標						
成果指標						